

令和元年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和元年9月11日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員派遣について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議第35号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議第37号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第38号 白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第39号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第40号 白川町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第41号 白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第12 議第42号 白川町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議第43号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第14 議第44号 町有財産の無償貸付けについて
- 日程第15 議第45号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議第46号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第17 議第47号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第18 議第48号 令和元年度白川町一般会計補正予算（第3号）
議第49号 令和元年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第50号 令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議第51号 令和元年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認第1号 決算の認定について

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、

4番 服部圭子君、 5番 今井昌平君、 6番 嶋田有康君、
7番 渡邊昌俊君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君、	包括推進専門監	三尾三和子君

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	今井由美君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 細江茂樹君）

- 議長 どうも皆さん、おはようございます。9月に入りましてですね、秋が来たかなと思ったんですが、なかなか暑さが抜けないといったようなことで、昨日大体36度くらい昼間あって、大変な季節かなと思っております。

そんな中ですね、台風15号が来るということで大分身構えておたんですが、この地域へ来なくて、また災害のほうも無かったということで良かったんですが、ただ房総半島の方ですね、あちらの方は被害があったということで、本当にお見舞い申し上げます。

これから稲刈りとかそういうものがやってくるんですが、聞くところによりますと収穫が相当少ない品種もあるというようなことを聞いております。これから先ですね、最終的な出来高ですね、また聞いて、いろんな対応ができれば対応していただきたいなと思っておりますし、また品質とかそういうものも変更も考えていかなきゃならんかなと思っておりますので、簡単でございますけれども冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

- 議長 なお本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

- 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただ今から令和元年白川町議会第3回定例会を開会します。

- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

（事務局長 大岩裕樹君）

- 事務局長 令和元年8月8日、第3回臨時会以降の諸般の報告をした。

なお、令和元年8月26日に執行されました例月出納検査の結果及び6月から8月に執行されました各課所管の平成30年度事務事業の監査結果及び決算審査の審査結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による「報第5号 平成30年度白川町財政健全化判断比率」、「報第6

号「平成30年度白川町簡易水道事業資金不足比率」について、町長から議会に報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

○ 議 長 ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、1番 藤井宏之君、2番 佐伯好典君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

○ 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの14日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月24日までの14日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。町長。

(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 本日ここに令和元年白川町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り、感謝申し上げます。

地球温暖化のせいか、今年も世界中で大きな自然災害が発生をしております。国内でも九州をはじめ各地で大きな災害が発生しております。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

先月の日本経済新聞の記事で「人口減少下の地方創生」という見出しの記事がありました。それによりますと、地方経済についてはインバウンドや国内旅行が増えており、交流人口は大きく増加している。地方に比較的優位性があるのは田舎型の第6次産業で、いわゆる食べ物、豊かな自然、農林水産業と観光のセットで基幹産業にするというようなことでした。大規模製造業が地方で復活というのはもう昔話であり、実際には無理である。人手不足が深刻化するなか、今後重要なのは一人あたりの所得をどう増やすか、労働生産性をいかに上げるかなど政策の大転換が求められている。これまで中小零細企業を保護することが人々の幸せにつながると考えられてきた。働き手が多かった時代はそれで良かったが、生産性の低い企業が社会的に存在する意味がなくなり、生産性が高いところに労働力が移行するよう政策を180度転換すべきである。さらに最低賃金でしか成り立たない事業者は撤退すべきである。また、公共事業については国土強靱化もいいが、生産性向上に貢献するかどうかで、投資と撤退をセットで考えるべきであり、生産性で選択して集住化し、他は自然に返す。100年前の地方人口は今の半分で道路もなかったから、もっと集まって住んでいた。税金はもとの自然林に戻す植林事業などに使い、賢く撤退すべきだ。と結んでありました。皆さんはどうお考えになりますか。この話を林野庁の方

に質問したところ、日本の山林を用途別に分別して、将来、林業経営ができないと思われるところから自然林に戻す政策だということでもあります。昨今の自然災害を顧みると一度人の手が入った自然は適切な管理がされないと、昨年のように伊勢湾を流木が埋め尽くし、あるいは輪中堤防は嵩上げを繰り返さなければならなくなると思います。日本の林業政策は戦後の復興のための森林伐採から国土を守るための植林事業であったはずで、8月末に岐阜県が日本で4番目に2万5千haの水源植林を達成した報告会がありました。水源林としての保水ばかりでなく、温室効果ガス吸収源としての常緑針葉樹の適正な管理を国をあげてやらなければならないことだと改めて考えさせられた記事でございました。

欧米先進国の林業の話をお聞きすると、経営的には他産業と比較して生産性は低いですが林業者にはポリシーがあり、国土を守っているという誇りがあるということだそうです。誇りだけでは生きていけませんけれども、国土の均衡ある発展こそが持続可能な国の姿であると考えます。都市部だけが救われて地方が見捨てられることが決してないように、地方創生を進めることが何よりも必要だと思います。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正6件、条例の制定1件、過疎地域自立促進計画の変更1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定1件、財産の無償貸し付け1件、中濃地域農業共済事務組合に関する協議3件、令和元年度 一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、介護保険特別会計の補正予算4件、平成30年度 一般会計及び各特別会計の決算認定1件の合わせて18件を予定しております。このほか追加議案として、教育委員会委員の選任に係る人事案件1件を予定しておりますのでよろしく申し上げます。

議第35号から議第40号は、条例の一部改正であります。議第35号から38号及び40号は国の法律が改正、施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。議第39号は、農業基盤整備事業を進めるに当たり必要な分担金の規定を盛り込むため、所要の改正をしようとするものであります。

議第41号は条例の制定で、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度について必要な事項を規定するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものであります。

議第42号は、今年度の過疎地域自立促進計画の実施に当たり事業の追加を計画に盛り込むものであり、議第43号は今年度の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものであります。

議第44号は、公民館敷地として貸し付けている土地の期間満了に伴い引き続き貸し付けるものです。

議第45号から47号は、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い必要な事項を協議するものです。

議第48号は、令和元年度一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正では、総額1億400万円を追加して、補正後の予算総額を59億7,100万円とするもので、補正の主な内容は、総務費では、公共交通対策事業において集落支援員を1名雇用し、安全対策の強化を図る経費、旧氏併記対応のための印鑑登録システム改修費などで570万円を追加、民生費では、障害者支援費事業及び福祉医療助成事業の精算に伴う返還金などで994万円を追加、衛生費では、畜犬管理システムの導入経費や簡易水道特別会計への繰出金に1,256万円を追加、農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金返還金や、ため池防災マップ作成委託料などに70万円を追加、商工費では、美濃白川クオーレの里コテージの雨漏り修繕に220万円を追加、土木費では、町道の修繕、県営事業に対する負担金、町営住宅の修繕などで、1,060万円を追加、教育費では、いこいの家支障木伐採委託料や町民会館の建物修繕料として30万円を追加、災害復旧費では、農地農業用施設及び林業用施設への災害復旧事業として、3,300万円を、公共土木施設への災害復旧事業として、2,900万円を追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する主な歳入予算として、分担金及び負担金では、320万円、国庫支出金では、1,899万7千円、繰越金では、8,428万7千円、諸収入では、62万6千円をそれぞれ追加、県支出金では、311万円を減額して収支の均衡を図りました。

議第49号は、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、前年度からの繰越金を財源として、療養給付費等交付金過年度分返還金に、950万円を追加して、補正後の予算総額を10億7,250万円とするものであります。

議第50号は、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）で、消火栓設置費や落雷に伴う設備修繕料として1,460万円を、白川簡易水道施設の改良費として、260万円を追加して、補正後の予算総額を3億9,340万円とするものであります。

議第51号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第1号）で、過年度分支払基金交付金等の返還金1,944万円を追加して、補正後の予算総額を11億2,320万円とするものであります。

認第1号は、平成30年度白川町一般会計及び各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。

幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げまして、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、3名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 ただ今議長より許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは町の防災についてお聞きします。今年6月から、国からの防災情報の伝え方が変わり、警戒レベル1から5の方式になりました。レベル3で高齢者等、避難に時間を要する方々は避難開始ということで、それまでの制度よりも早い段階での避難を促し、町民の安全を守ることに寄与されていると思えます。それに伴い、行政職員や消防団をはじめとした地域防災を担う方々も早めの避難所の開設、防災活動をしていただいております、心より感謝を申し上げます。

近年、気候の温暖化によりゲリラ豪雨での災害が目に見えて増えており、報

道等でも「50年に一度」というフレーズが頻繁に聞かれるようになりました。本町でもいつ過去に経験したことのない災害に見舞われる可能性があり、被害を出さないためには、町民の自主防災意識を高め、早めの避難と迅速な情報の共有、いざという時の助け合い等の救助体制が必要だと感じています。本町でも自治会への防災補助金制度の見直しや県事業による河川水位計の設置など、防災意識の向上や災害時の情報提供に変化が見られましたので、それに絡め質問をします。

まず1つ目です。防災補助金の制度変更後の活用について質問します。今年度から各自治会へ一律に出されていた防災活動費3万円が変更され、防災活動や備品購入の申請後に3万円+世帯数×500円の補助金が出るようになりました。活動や備品購入など、自治会が自ら考え申請することで、地域の自主防災について考える機会を与え、意識を高める狙い等があるとは思いますが、制度変更から半年が経過し、現時点で6件の申し込みということでまだまだ町民への周知が不足しているのではないかと思います。改めて町民にこの制度を知らせる必要があると思います。町民に対してわかりやすく、この制度の狙いと効果、現在の状況も含め報告をお願いします。

○ 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長

それでは2番 佐伯議員さんからの防災補助金の制度変更後の活用についての答弁をいたします。

まず、本年度に制度改正をいたしました防災活動補助金の周知方法でございますけれども、春に開催しました自治協議会会長会議、自治会長会議、また、各地区で行われた災害対策連絡協議会、その場において制度の説明をさせていただき周知をしてきたところでございます。

制度の狙いと効果については、議員のご発言のとおり、各自治会等での自主的な活動を支援することにより、防災意識の更なる向上を目的としております。広域で大規模な災害が発生した場合には、行政、消防署、消防団など防災機関の手が行き届かないことが想定され、みんなの地域はみんなで守るという「共助」による地域住民のコミュニケーション連帯意識にもとづく防災活動が重要となります。自治会単位や自治協議会単位の自主防災組織による防災対策活動を促進することにより、災害時の被害を最小限にとどめることができると考えます。

現在の補助金の活用状況でございますけれども、年度当初なかなか動きがありませんでしたが、8月に入ってから問い合わせが増えてまいりました。その背景には、各自治会等での活動が、夏祭りや敬老会までは忙しく、一段落したことによりこの事業に着手され始めたこと、複数の自治会長さんからお聞きしております。

また、先日実施しました防災訓練の実施について、各自治会長に案内をさせていただいた折にも、再度制度周知の文書を同封させていただいたことも事業活用に効果があったかと考えております。申請実績については、白川地区で4

件、白北地区で2件、先ほど申された6件となっております。この他に問い合わせを受けて、事業準備を進めている自治会は、白川地区で4件、白北地区で2件、蘇原地区で3件、黒川地区で4件、佐見地区で1件と、合計で20件というような状況になってきております。以上、ご質問の答弁といたします。

- 議 長
- 2 番

再質問ありますか。はい、2番。

再質問させていただきます。今、自治会のねらいとしては自主防災意識の更なる向上、確かに共助というのは、実際災害が起きた際になかなか行政や消防団の方々はいろいろな対策に追われて、そこまで救助に向かうことが難しいということが考えられると思います。そのために、やはり自主防災、自治会ごとの、自分たちの地域の中でどこが危ないのか、どこが通っていいのか等をしっかり見直す必要があるかなとは思いますが、現在6件で、これから丁度いろいろな行事が終わり、また申請がくるのではないかとしたことだったと思うんですけれども、今の避難のやり方というか、実際避難指示が出た場合というのは、全体の町民の方々に等しく避難指示が出ると思うんですけれども、先のレッドゾーンの見直し等でそこが変わったりとかですね、後、実際その行政の職員がその自治会の手助けをするとか、情報のレッドゾーンが見直されたのでこうだったとか、今実際避難活動を行っているが、実際はこういう不備がある可能性があるというのを、やはり段々見直すべき場所やそういうものがあると思いますが、その共助を促すための更に行政が手助けできる部分というのを、ちょっと踏み込んでやっていただきたいと思いますが、そういった計画はありますでしょうか。

- 議 長
- 総務課長

はい、総務課長。

先ほどもお話がありましたレベルが5までというところで、今、気象庁の方から警報等の発令がされております。当初、導入された時点ではなかなか浸透していないという状況であったんですけれども、基本的に気象庁が発表される気象警報等については、レベル1から5まで出されますけれども、実際に避難準備情報ですとか避難勧告、避難指示を出していくのはそれぞれの市町村判断ということになってきております。一番初めの出始めた当初においては、見られたかどうかは分かりませんが、ヤフーというサイトがございまして、そちらの方のトップ画面ではすぐにレベル3、4というところが出たということで、レベル3が出たので直ちに避難準備を進めてくださいというような書き込みとか掲示があったんですね。これを受けましてそれぞれの地方自治団体の方が、まずこちらの準備が何も出来ていない状況の中で気象庁の発表と同時に避難準備をしてくださいということを出されても対応ができないということで、今出されたときに見ていただくと少し前よりは柔らかい感じの書き方になっておるかと思っております。そういうこともございまして、今のレベルについての対応はしておるような状況でございます。

それからレッドゾーンの関係でございますけれども、申されました通り今回見直しがあってかなりの個所数が増えてきておるという状況です。今まで避難所までいけた所が更にレッドゾーンになっているという個所もございまして、今

年それを受けましてハザードマップの関係ですね、各自治会ごとに作っておりますが、そちらの方も見直しが必要になってまいりましたので、そちらの方の見直しをしていく予定でおります。これができますと、もちろん周知をする必要がございます。1回目に作りましたマップの時には、こちらの方から情報を持って自治会へ出向いて、それぞれの場所で過去に崩れた場所がどこであるとか、危険な個所がどこであるか、ここは通らない方がいい場所とか、そういった所を書き込みしながらハザードマップを作ったという経緯がございました。過去の情報については前回のものともあまり変わらないかもしれませんが、今回増えたことでそれぞれどういうふうに変更する必要があるかということは検討する必要があるかと思っておりますので、各自治会全てで今年中にという事は難しいかもしれませんが、出前講座等をもし申し込みいただければ出向いてもおりますし、あまり反応がないようでしたらこちらから聞いていく必要もあるのかなと思っております。そういったところで少しずつ対応していこうかなという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

- 議 長 再々質問ありますか。はい。
- 2 番 今レッドゾーンの見直しに伴ってハザードマップを地域の方々と共に作るということで、是非、どんどん山も弱くなってきたり今までなかった量の雨が降ってですね、今まで崩れなかった所が崩れたりとかですね、いろいろ出てくると思いますので、そういうことを見越したハザードマップを作っていたらなと思っておりますが、そのハザードマップを作るにあたり、やはり災害というのは大雨だけではなくて地震等もあると思われませんが、そこら辺の対策は取られてますでしょうか。ハザードマップに反映される予定はありますでしょうか。
- 議 長 はい、総務課長。
- 総務課長 ハザードマップについては、土砂災害ハザードマップという実は名前がついておりまして、基本的に先ほど申し上げましたレッドゾーン、イエローゾーンの関係、それから急傾斜の関係、土石流の関係とかそういったところのものが入った地図になってきております。地震については、大分以前になってしまっていますが、地震用のマップを丁度阪神震災以降でしたかね、地震についてのいろんなことが重なってきまして、その時に作っておりますが、それ以降作っておりませんので、ハザードマップの中には地震に対する災害情報を今のところ記載するという事は考えておりません。
- 議 長 再質問ありますか。
- 2 番 今ハザードマップについては土砂災害に対するものということだったんですけども、やはり災害とひとくくりにすると雨や土砂災害だけではなくてですね、やはりいろんな種類の災害があると思っておりますので、できればそれが一目で分かるような物にできたらいいんじゃないかと思っておりますが、やはり情報が多岐に渡ればわたるほどなかなかどれを信じていいか分からなというところがありますので、いざという時にこれさえ見ればわかるという形で分かりやすく、町民に対して避難や対策がとれるような物を作っていただきたいと思っております。
次の質問にいきます。

○ 議 長 では、次の質問。

○ 2 番 はい、次に水位計の設置について質問をします。

多数の川を擁する白川町では、大雨の度に水害が心配されます。現在、町内河川6箇所水位計が設置され、町のホームページからいつでも見られるようになっています。平常時は6時間ごと一定水位を超えると10分ごとに観測され、増水時の情報提供に役立っています。

現在、蘇原地区の水位計は赤河本郷地区の高橋に設置してあります。増水に関してはかなり水位が上がっても橋自体の通行には支障はなく、比較的安全な橋だと言えますが、北側を通る旧道沿いはレッドゾーン、イエローゾーンに指定されており、豪雨や大きな地震の際は高橋を使った避難できなかつたり危険が伴うことが予想されます。

防災を考えた場合、その橋が通れるか通れないかが避難経路に大きく影響し、さらに地域で最も早く増水の影響を受ける橋に水位計を設けるべきだと思います。蘇原地区の場合では、高橋より上流にある上赤河橋に設置するのが良いと思われます。上赤河橋は主要道路県道恵那白川線にかかる橋であり、毎日多くの方が通勤等で使用しています。川から橋の距離も近く、増水の際は高橋より先に通ることができなくなると思われ、災害時もここを通れるのかどうかで避難経路が大きく変わってくることが予想されるため、災害時の情報において重要なポイントになると考えます。現在の水位計は県の事業によるものだとお聞きしています。今後の設置箇所に関しては町がしっかりと調査し検討することが必要だと考えます。災害時、最も効果的な場所に水位計があれば、町民にとって大いに利益があることだと思います。調査し、できれば町単でも設置をするべきだと思いますが、どうでしょうか。

○ 議 長 答弁を求めます。総務課長。

○ 総務課長 それでは2点目の水位計の設置について答弁いたします。

本年度より、国土交通省の河川における管理、防災の観点から町内5箇所水位計を設置しており、平時は6時間に一度の観測ですが、増水時は10分間に一度水位を測定し、あらかじめ決められた洪水予想ラインから危険ラインや警戒ラインなどの比較を行い、危険を予測することができるようになっています。

この水位計の設置場所でございますけれども、飛騨川の飛泉橋付近、佐見川の佐見ふれあいセンターの前、白川では中川地区、三川の藤井橋付近と黒川ふれあいセンターの前、そしてご質問にございました赤川の高橋付近となっております。ご承知かと思っておりますけれども、この場所については町で設置しています河川監視カメラの設置場所に近い位置でございますので、水位と合わせて付近の河川状況を確認できる場所となっております。

この水位計での観測は、設置位置の水位がどの程度かを確認することが一番の機能となりますけれども、近年の大災害となりました23年の災害時には、赤川の氾濫で、町道赤河線の大賀医院の近く、こちらの方の道路が冠水いたしました。今後も大きな河川改修がない限り、赤川沿いでは一番危険な地域はこの辺りであるかと思われまます。水位計を設置することによる河川の氾濫に対する対応として、

水位計でどの程度の水位を観測したときに、どの場所でどの程度の水位になるか、そういったことをデータ化して、蓄積していくことだと考えております。

河川の増水状況については、特に夜間においては、人の目で水量を把握することは困難となりますけれども、水位と浸水の関係を数値化することで、より正確なデータとして災害対策に活用することができるようになります。赤川での観測位置が、高橋になったのはこのような経緯で観測しているものであるため、ご理解をいただきたいと思っております。

今回の水位観測については、県の方で設置管理を行っているものでございまして、町にとっては費用負担なくデータ蓄積ができることになっております。より多くの観測点を設置しまして、正確で大量なデータを蓄積できれば、今後の水防における防災に役立てることができると考えますけれども、どこまでの整備で十分ということはなかなか難しいと思われまして、費用についても無限大に広がっていくこととなります。今後も必要な対策のためには、町費も少なからず必要となってまいりますけれども、その際にはご理解ご協力をお願いしましてご質問の答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 2 番 今、答弁で赤河地区はその下の大賀医院の所が一番氾濫しやすいということなんですけれども、やはり今後の防災の決め手というか、やはり情報をいかに正確にリアルタイムで町民に知らせるかというところで、なかなか高橋とその大賀医院の水位、他の地区もそうですけれども、そこで他の河川の状況、上流はどうなっているのか、そこから下流はどうなっているのかというデータを蓄積する機会も少ないと思っておりますし、雨の降り方も西側で降るのか東側で降るのか、北側で降るのか南側で降るのかで、いろんな状況で変わっていくと思っております。今後、町費を使って設置をするということがですね、なかなか難しいのかもしれませんが、やはり重要なポイントというのをしっかり調べてですね、全体に全部つけるということではないので、やはり一番その地区で重要な所というのに絞って提案、設置をしていただきたいなと思っております。先ほど述べたようにですね、赤河地区の県道恵那白川線にかかる上赤河橋は本当に生活道路でもありますし、他地区でもそういったそこを通らないと、そもそも避難所に行けないとかそういう重要な所がありますので、もっと前向きに設置について、後調査ですね、していただきたいと思っておりますし、現在その今の水位計がある場所以外の設置をする、例えば町単とか、今度県に対してもう1個付けてもらいたいという要望ができるとしたらですね、各地区プラス1個ずつ付けれるようなポイントっていうのを、調査等は今されていますでしょうか。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 今の橋の件でございましてけれども、今水位計自体でございまして、白川町だけでなく県全域、全国的な設置が進んでおるところでございまして。基本的に付けていった目的というのが、下流域の堤防のあるような大きな河川ですね、例えば木曾川の下流域ですとか、そういった所の堤防が切れた場合に、特に浸水するような所についてその場所の河川の面積と水位の関係、そういったものから割り出し

て今の危険水位というものが割り出しされております。如何せん私どものようなこういった小河川と申しますか、沢山の支流が集まってきて流れておるような川の中では、実際に上流域だけでの水位だけではその場所の水位というのは、そこに入り込んでいる支流の谷とかがピンポイントで降られますと変わってきますし、非常に難しいところがあるかなと思います。ですので今の高橋の場所については、そういった先ほど申したような理由であるところについておるわけでございますけれども、水位計自体に種類がいろいろございまして、今県の付けておる水位計というのが水圧式、見ていただいた時に分かると思いますが、管が川まで入っております、その中で水圧を感じてその水位を出すような方式になっております。先ほど申された上赤河橋の橋が冠水するかどうかというところについては、どちらかという水圧の水位よりは高波形、上からの超音波で充てて戻すようなタイプを橋の桁から付けて、後橋まで何mというようなパターンの水位計の方が、実際にそこが付くかどうかという判断には向いておるかと思っております。県の方が設置をされましたので場所の選定もこちらを聞きながら進めてまいりましたが、今の設置しておる場所については、その水位計の種類とかによって付けれる場所、付けれない場所等も地形によってもあるかなというところも実はございます。ですので、今後他のポイントに県の方で要望を受けていただいて付けるようなことがございましたら、付けていく必要はございますが、今具体的にどこということはまだ検討はしておりませんが、今までの災害等の経験則から、かつてはどこそこの場所のどこの石が被るとどのぐらいまで着くというような実は経験則で動いておりました。ですのでそこに着いた時には下流のそこはもう完全に着いちゃってるよとかそういうふうには動いておりましたが、ある程度の数値が無いとその判断の基準ですね、ここから超えたらすぐに指示を出してしまうとか、避難勧告を出してしまうとかいうところの基準のデータをつくるにはよろしいかなと思います。今こちら辺の河岐地区が冠水する時には、飛驒川に付いております河川の水位計の方で7mでしたかね、を超えてくるとこの辺は冠水するというのが今までにも何回もこの辺は着いておりますので、その辺は7m付近になったら着きそうということで避難勧告を出すというような基準がある程度出来ておるということです。そういったデータを作りながらいきたいなと思っておりますけれども、これから先また付けていただけるようなら県の方で付けていただきますし、町単でも費用の問題だけだと思いますが、初期費用とそれから後のコストですね、維持管理のコストがどれくらいかかるのかで検討はしていきたいと思っております。具体的な場所というところまではまだ考えておりません。

○ 議長 再質問ありますか。いいですか。

では、次の質問。

○ 2番 続いての質問へいきます。災害時のSNS活用による情報共有について質問させていただきます。

災害時の避難において、土砂崩れや河川の氾濫等の情報の公開と共有は住民の安心安全を守るためにとても重要だと考えられます。災害の状況は、刻一刻と変化をしていき、5分前には通ることができた場所が、河川の氾濫や倒木により通

れなくなることが予想され、そのような情報をいかに正確に町民に知らせるかが町民の安全を守るために必要です。しかし災害時、行政職員は対応に追われ、住民への迅速な情報提供ができていないのが現状であり、それを求めても対応をすることは極めて困難なことだと認識しています。

そこで提案します。現在、町ではフェイスブックやインスタグラムの2つの公式SNSアカウントを持っています。それらを活用し、町民に災害情報の提供を呼びかけてはいかがでしょうか。現在でも、災害時、河川の状況や土砂崩れ等の情報をSNSで発信している方々があります。私自身も、実際にその場に行くことができなくても、その情報のおかげで、町内各地の状況を知ることができ、とても役に立っています。このような情報を町のSNSに集約し、災害時そこにアクセスすれば町内各地の現状がわかるようになれば、非常に有効だと考えます。東日本大震災や西日本豪雨の際にも、住民のSNSによって救助や減災につながった例もあり、災害時報道で流れる映像の中には視聴者自らの投稿が増えています。町民自ら情報を提供することにより、行政への参加いわゆる協働や自主防災意識も高まるのではないのでしょうか。町としてもせっかく立ち上げたSNSをもっと有効に活用するためにも、このような形で情報提供を行うことはできないのでしょうか。

○ 議長 はい、総務課長。

○ 総務課長 それでは3点目のSNS等を利用した情報共有ということについて答弁いたします。

町職員や消防団については、実際の災害対応や警戒時において、余裕がないのが実情である中で、住民の方が撮影しました河川の状況、降雨の状況等をアップし共有することは可能でありタグでの分類もでき、有効な方法であると考えられます。

しかしながら、注意が必要な点としましては、住民の方が強い雨の中で河川が増水している状況を撮影するため危険な行動をとられないか。また、撮影状況は様々であると思われるために、撮影の仕方によっては非常に危険な状況であるように見えたり、また反対の場合も考えられます。あってはならないことではございますけれども、故意に誤った情報をアップするということが想定できないわけではございません。

テレビ報道等で使われております個人撮影者の投稿は、報道に際して審査をした上で流されております。SNSなどへのアップ時にはこういった審査はないために、真に必要な状況の情報だけであるとは限らず、誤解が生じる恐れもございます。利用者の方がこういった注意点を理解して情報を共有することが必要となるために、利用にあたってはどのような規制が必要かなど検討したいと思っております。

インターネットを介した各種の情報交換機能は便利であると同時に、使い手側の理解度の向上がなくてはなりません。また、高齢者の方には浸透していかないことも考えられますので、導入するとした場合には、ある程度の時間をかけて徐々に定着していくことが必要と考えます。例えば、各地域での公民館座講座などで導入するSNSの利用講習等を行って、理解のある利用者、こういった方を増

やしていくことなどの方法も考えられるかと思います。以上、ご質問の答弁いたします。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 2 番 SNSには、確かにメリットとデメリットがはらんでいて、なかなか踏み込むのは難しいかもしれないんですけども、やはりリアルタイムで情報が提供される、それをすぐさま皆で共有できるというところで、どちらかというデメリットよりメリットの方が多いのではないかなと思います。徐々に広げていくというお話でしたけれども、本当に情報社会というのはものすごい速さで進んでいます。どんどんスマートフォンを持っている方々も増えて、その中で皆さん情報をやり取りするようになってきています。その一方で先ほど言われたデメリットも増えているというのは非常に理解できるんですけども、やはりSNS、いわゆるハッシュタグというのを付けて情報がある程度制限ができるんですね。やはりできる限り早くこういったものを進める必要があるのではないかなと思います。やはり今無線放送で情報を流していますけれども、本当に豪雨の時はなかなか聞きづらかったりとか、情報提供にもムラが出てしまうので、ここにさえアクセスすれば今の現状が分かるという形をちょっとですね、行政側からすると難しいのかもしれないですけども、怖がらず、整ってからやるのではなくて、いろいろやりながら試してもらいたい。まずはSNS等で投稿されている方がみえますので、そういう方々の協力をいただく、そういうこともいいかと思います。本当にゆっくりしているとどんどん流れていってしまっていて、できることも段々できなくなってきてしまいますので、本当にこういった便利なものは行政が率先して取り組んで、町民に情報提供参加を促して、皆で防災に役立てると、こういった形の空気を作っていくのが大事ですので、ゆっくりと言わず実験からこの部分に関してはやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○ 議 長 総務課長。

○ 総務課長 ありがとうございます。今のSNSの情報の関係ですけども、多分その情報については2種類あると思うんです。1つは、住民の方が出された情報を私ども行政側がその情報を見ながら実際にどこでどんなことが起こっているかを、一つは取れるという部分ですね。それから住民の方が行政からの情報を待たず、それぞれの方が個々でその情報を取られて動きを作られる、その2つの情報の取り方があるかなと思います。今までのあちこちの災害、特に熊本地震ですとか、北海道の地震の関係ですとか、そういったところで見えていたところ、やはり一番情報がたくさん出ているのがツイッターの関係ですとか、SNSの関係でたくさん情報が出ておるようです。その中で行政側がその中の情報を取る方法として、これは国と一緒に作っておられるシステムのようなのですが、ディーサムというのとディサーナという2つの主だったものがございます。それ以外にもSNSのダッシュボードの関係のソフトはあちこちの会社から沢山出ているんですけども、その中から必要な情報だけ抜いてくる、それぞれの自分の町だけの中の情報だけを抜いてくるとか、そういったものがあるようです。私も実は調べて初めて知ったので少し使ってみましたが、本当に何々市、何々町の中の部分の火事だけとか、

風の関係だけの災害とかそういったものところで、データが引っ張れるということ、今回は多分関東の方は停電がかなり進んでおるのできっと停電の情報もかなりあるかなと思います。そういったものを取ってくれる情報の仕組みが行政側としては1つあります。これは特に何もしなくても世の中で出回っておるSNS情報から引っ張るだけなのですが、それ以外に住民の方通しの相互の連絡といえますか情報の交換の場として、今、高山市の方でフェイスブックを使った防災情報の掲示板というのをやっておみえです。こちらは掲示板ですので、ひたすら皆さんが書き込まれるだけという状況ですが、但し行政側としては一切返事はさせてもらいませんのでという内容のことが書いてありますけれども、その中で書かれて、中のものを参考とさせていただきます程度の書き込みをして、それが信憑性のある市が出している情報では無いということを書き込みながらという掲示板ですね、ということですので、これは受け取られる側の方がどう受け取られるかということの判断はその方がしていただくということになると思いますが、そういったことをしていくことはできるのかなと思います。もう一つは町がやっていないツイッターについてですね、そちらの方もできたらしていく必要はあるのかなと思います。

後、町がやっておりますメールの関係ですね、登録をしておみえになる方は今1,700人弱登録いただいております。災害が起きますとメールの配信、それからホームページの更新、公式のフェイスブックのデータ情報提供をしておりますが、それぞれで動かないかんもんですから、一つを忘れると一つ情報が上がってないという事がありまして、そこを連動させるような形で今少し考えておるところです。これもちょっとお金がかかりますので、費用対効果のことをよく言われるので、その辺は考えていかなければと思いますが、そういったものも考えております。

後、先ほど高齢者の方がなかなか情報が取れないのではという事も申しましたが、付近の住民の方でそういうことをして情報を取られた方がおみえになったら高齢者の方も一緒に避難を呼びかけるとかいう事が必要になってくるのは、冒頭に申しましたそれぞれのコミュニケーション、地域のコミュニティがしっかりしてくれば、情報の取れない方もその情報を流すことで一緒に動けるといいますので、基本的にはその辺が大事かなということをおもっておりますが、少しそういうことで考えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 2番 佐伯好典君の質問を終わります。5番 今井昌平君。

(5番 今井昌平君)

○ 5番 私は、各選挙に伴う投票率の向上策について質問をします。

先般の参議院選挙では、全国区で過去2番目に低い投票率で、選挙区48.8%、比例代表48.79%と、前回の選挙区の投票率54.7%を下回り、議会制民主主義の基盤を崩しかねないと中日新聞の社説で警鐘を鳴らしています。誰に投票しても変わらないから、政治に期待しても変わらないなどの理由で、半数以上が投票しない現実、今回が参院選挙だからなどという理由では容認できません。従って、地方の町村においても真剣に対策を考えて取り組んでいかなくて

はいけないと思います。

平成29年第3回定例会の一般質問で、梅田議員の「主権者教育」についての質問の答弁で総務課長は、町議会選挙の投票率は20歳代前半が30%、26歳で50%を超え、以下年齢とともに高くなっている。20歳代は選挙人名簿に登録されていても、進学や就職等により不在であることもある。投票率向上に向け選挙管理委員会、選挙推進協議会で啓発活動を行い、選挙意識の高揚を図っていると答えられています。今一步踏み込んだ具体的な施策が必要ではないかと考えます。

また、教育長は、岐阜県の教育指導の手引きで「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、自ら行動する人間像を目指す」これを指導のポイントにしていると答えられています。議会としても子ども議会等の施策を実行していかなければいけないと思っているところがございます。

現在、町村段階では都市部と比較し高い投票率を保っていますが、選挙権が18歳に改正された2016年の参議院選挙を含め、未来を担う若者の低い投票率は深刻です。特に私たちの町のような山間僻地では、人口の減少で有権者が減り、投票時間の短縮、投票所の縮小も増加しています。また、高齢者を含む投票所に行くのが困難な有権者の投票の機会を支援し、多くの民意を吸収する手段を考えなければなりません。

地方創生が盛んに言われておりますが、暮らしをより良くするには一票一票の積み重ねが必要だと思います。自分が投票に行かなくても大丈夫であろうという考え方を持ってはいけません。

先日、議会視察で長野県の信州の飯綱町に行ってきました。ここの議会が、政策サポート制度、中学校議会、模擬議会、これは町民が質問者として参加するものです。それから議会だよりモニター制度などの施策、制度を導入していました。これは政治意識の高揚と投票率アップの一端となると思いました。

今後、少子高齢化、若年世代の政治への無関心化が広がり、投票率が低下することによって民主主義の根源が崩れ政治が誤った方向に進む危険があります。主権者教育の重要性は言うまでもありませんが、町としても兵庫県の上川町のように、投票所に行くことが困難な有権者に入場券を送付する際に、コミュニティバスの無料入場券を配布したり、社会福祉協議会、選挙管理委員会で送迎する等の対策を実施しております。町としても投票率の目標を、例えば自治協議会、自治会などの単位で目標を定め、達成したところを推奨するというようなこととか、あるいは移動投票所を設ける等、そのような何か具体的な施策ですね、町外の有権者にはなかなか入れてもらえないというのはよく聞いておりますけれども、郵便等を利用し投票を依頼するとか、依頼の文書を配布するとか、期日前の投票もごございますので相当選挙まで多少の時間もありますし、それから投票するという気持ちがあれば、朝早くから8時までやっておるということですので、その辺の意識を植え付けるということは大変大切だと思っております。どっちにしても議会と行政が知恵を出し合い、投票率アップを図らなければならないと感じております。町としてどのような投票率の向上策を考えておられるかお尋ねします。

○ 議 長 答弁の前にですね、通告以外のものが入ってましたので、ひとつよろしく願
いします。

○ 議 長 ここで、11時10分まで休憩します。(午前11時00分)

○ 議 長 再開します。(午前11時10分)

答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 では5番 今井議員の投票率の向上策について、答弁をいたします。

今回の第25回参議院議員通常選挙の投票率は、議員のおっしゃるとおり全国的にも低い投票率であり、国民の政治への関心のなさは年々増えてきていると実感しております。町長、町議選のように関心の高い選挙は別にしまして、当町でも投票率は、右肩下がりの傾向にあるといえます。少し数字を申しますけれども6年前の参議院選挙では71.5%、3年前では75.66%となっておりまして、今回が69.99%、全国平均と比べますと高い率ではございますけれども、全国平均も6年前が52.61%、3年前54.7%、今回48.8%ということで、似たような傾向があるのではないかと考えられます。町内での投票率は、投票所ごとに広報に掲載したりしてお知らせしておりますけれども、地域ごとの投票率は毎回同じような状況であり、佐見地区、黒川地区において高い投票率となっております。

投票にこられなかった方に理由を聞くことは個人情報でもあり、また、個人の権利でもあるため調査することは出来ませんが、今回の投票結果を年代別にデータ化して推察してみますと、18歳から24歳が42.31%、25歳から30歳が51.34%、31歳から75歳までは77.86%、76歳以上の方は60.73%となっております。投票されなかった方でございますけれども、全体で2,158人の方がおられまして、その内18歳から24歳の方が225人、投票されなかった方全体の割合が10%ということがございます。76歳以上は906人で42%ということになります。以前にも説明しましたとおり、投票率だけで考えると、76歳以上の有権者数が多いために、その部分の対応が必要かと思われます。また、若い方の投票率が低いのは、学生など住所をおいたまま町外に居住している、前回も説明いたしましたけれども、その理由の一つと思われます。

今回の参議院選挙は、期日前投票期間が約2週間ございまして、選挙を重ねるごとにこの期日前投票制度が定着をして、今回の選挙でも期日前投票率は42.64%、当日の投票率26.66%ということで、大きく期日前投票が上回っております。また、今回の選挙では、期日前投票の期間中に高齢者の移動支援策として、選挙に向かう公共交通の無償化にも取り組みました。その中で27人の方が利用されております。今後も定着していけば多数の方が利用していただけるかと思っております。

選挙啓発についてですけれども、今まで同様に広報、ホームページ、音声告知放送や明るい選挙推進協議会などで、それぞれで進めていくこととしたいと思っております。なお、議員の質問にございます町外への啓発についてございま

すが、転出された方で、本町の選挙人名簿に登載されたままの方については、町での投票が可能でありますので、選挙管理委員会からお知らせはがきや入場券を郵送いたしまして投票を促しています。しかし、住所をおいたままで町外に居住している有権者に対しては、選挙人名簿では把握できない町外住所でございますので、啓発することは不可能となります。

毎回の選挙において高い投票率となっております白川村では、地元の人同士が選挙への参加について声をかけあうことが日常化していると聞いています。本町においても、地域で選挙や投票について話題にさせていただき、声を掛け合えるような環境づくりをしていただけたらと思います。

なお、議員の質問にございました移動投票所についてでございますけれども、以前から研究していることはご承知だとは思いますが、投票用の車両と投票管理者、立会人、こういったものが必要でございまして、ある程度の期間も必要ですので、期日前投票期間が長い選挙において検討していきたいと思っております。高齢者の移動支援策につきましては、先ほど申しました町の公共交通を利用する方法を今後も進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上答弁といたします。

○ 議 長
○ 5 番

再質問ありますか。

まず、最初ですけれども、私が通告以外の事を言ったと言われましたが、それならば一字一句書いたものをそちらに出してと、そういうんじゃないでしょ、事務局長。主旨を言ってくれと言ってたでしょ。主旨の事をちゃんと書いて、投票率の向上策について質問しますと、他の上川町の事を言ったからって、あそこはこういうことをやりますよと言っただけだから、書いたことと違うことを言っちゃいかん。議長もそれを認めて、違うことを言っちゃいかんなんというのは、私は本当に心外だと思っておりますが、皆さんどう考えられますか分かりませんが、その辺はちゃんとしっかりしてくださいよ。関連以外の事を言ったらそれは通告以外の事を言ったと思われましても、全然関連以外の事を私は言っていないと思っておりますよ。他所の町がこういうことをやりますよと、これを参考にして、このような事が出来ませんかということと言っただけであり、そこら辺が通告以外の事を言ったなんて言われたら、そんならちゃんと書いたものをその通りに、作文のとおりそこに書いて配ってやればいいんですけど、それじゃあ一般質問っていても味気ないものですよ。その辺は、こんな所で言っってもあれですので、それは考えていただきたい。

今度は通告にないことをちょっと言います。今、投票済書、これは簡単なことで要望を一つだけ。投票済書というのを欲しい人が余計あるんです。最近、今回の選挙でも、投票しましたよという証明書ね。これはきちっとした決まりは無いみたいですが、なんかほうぼうの市町村、どこでも出しておるんですけども、いろんな方法で、様式も大きいのと小さいの、名前を書くとか書かんとかいろいろございます。私は証明書ですからそんなにどうということもございませんけども、やはりその事も、どんな証明書を他の市町村が出して

おるのかという研究をしながら、投票済証明書を考えていただければ、何か白川町は古いぞと言われたけど、古い新しいは関係ないとは思いますがね、その辺もちょっと考えていただきたいと、ちょっと申し上げておきます。

今も言われましたように、私は白川町の投票率が他の市町村と比較してそんなに悪い、むしろ良いんじゃないかということは認識しております。今後、将来、若い人の政治離れなどで投票率が低下して、特にさっき総務課長も言われましたように、町会議員や町長選挙といった身近な選挙は割合良いんですけども、衆議院とか参議院の国の選挙で投票率が問題で、今はいいと思います。田舎の方はいいかもしれませんが、民主主義の原点が崩れていくと思います。主権者主義ですから、選挙に行かなければ、行く人だけで決まってしまう。他所の選挙をみてもそうですけれども、立候補者の異論もございませけれども、大体35.何%で、こないだもどこかの市長選があったようでございませけれども、やっぱりそれは、信任投票ということもありますので、選挙には行くというような風潮を、こんな田舎からですけれども、やっぱりそういう施策をまずやってほしいと、理想は主権者教育でございまして当たり前のこととございませけれども、ものを作ったら売るといような商売のような話ではございませけれども、やっぱりそんなような、例えば自動車の乗車券などを配るとか、そういうのも一つの方法かと思ひませけれども、その辺はいつのかも同じ返答で、白川町は投票率が良いでいいというように聞こえましたけれども、私は自分とこだけじゃなくて、将来に亘ってやっぱりそういう選挙というものに皆意識を持って、そうでなかったら段々と共同、清流の里の存続も不可能となり、消滅の方向に進む恐れがありますと、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今回はそういうことを言いたかったのですが、細かい白川町のどうのこうのというより、ここは投票率が良いのは分かってますからね、本当は100%が良いんですよ、選挙は。そんなことは無理ですからね、少しでも良くすればいいんですよけれども、そういう趣旨のことでこの質問をしましたので、今言った通告外の事を言うなというあれが、ちょっと私も心外でございませますが、その辺はよく検討していただきたいと、投票率は、皆が民主主義をきちっと守って平和な社会になるようにということを趣旨に私はこの質問をしましたので、その事を申し上げまして、質問を終わります。

○ 議 長

はい、総務課長。

○ 総務課長

はい、ありがとうございます。今の投票率のお話でございませますが、特に年齢で区切っていくますと、先ほど申し上げましたような若年層の所が率が低い、高齢者の方の率が低いという状況でございませますが、実際に選挙に行かれた方、行かれなかつた方を見てまいりますと、行かれなかつた若者の方のご家庭については、家族揃って行っていないというような状況でございませ。これは、家庭の中でそういったことに関心を持たれないところについては、これは若者についても勿論投票に行くという意識も芽生えないのではないかと思ひます。そういったことですので、若者、若者というところで、若者だけをターゲットにするのではなく、若者を取り巻いたその家庭でありますとか、地域であります

とか、そうしたところで選挙に行くこと自体ではなく、その政治自体に関する関心を持つことが必要ではないかなと思います。

それから乗車券の関係ですけれども、先ほど説明しましたように、公共交通を使って、今回1日の無料パスというのを、投票に行かれた方に出させていたでいております。投票に行つてついでに他の用事をされる方もあるかもしれませんが、1日無料のパスということで出させていたでいております。若干周知が悪かったのか、それと沢山の人数が利用ということではございませんが、この辺の、これからのPRも必要かなと思つております。後、移動投票所についてもこれから経費、それから人員の体制を考えながら少し試すことをしようと思つたので、そういったことをやりながら進めていきたいと思つたのでよろしくお願ひします。

○ 議 長

再質問、いいですか。

5番 今井昌平君の質問を終わります。

次、4番 服部圭子君。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番

議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

最初の質問です。白川町の続かない現状を続く社会にするために、SDGs持続可能な開発目標の推進についてご質問いたします。

SDGsとは2015年、国連サミットで全会一致で採択され、安倍総理も最大限取り組むと発表したものです。Sとはサステイナブル、持続可能な、Dとはディベロップメント、開発、そしてGとはゴール、目標です。なぜ国連が全会一致で採択したかという、絶滅危惧生物の急増や海洋プラスチック汚染、それらで知られる環境問題が危機的状態であったり、地球温暖化が進み、気候変動による災害が昨今、頻発に発生しています。また、今後予想されるアンバランスな人口の激増と、貧困飢餓問題など、地球規模の環境、社会的危機が目の前に生じているからです。

SDGsは、これまでの人の価値観に進化、変革を図り、持続可能な社会へと進展させるための行動目標を掲げたものです。2015年から2030年までに達成する具体的目標に向かって動き出した加盟国挙げての行動計画です。2020年、丁度オリパラピックの年です。この開催にもSDGsの目標を達成するために、様々な取り組みがされることになっています。その方針には、地方公共団体における持続可能な開発目標SDGsの推進としまして「まち、ひと、しごと創生基本方針」に盛り込まれ、これも2020年度からは第2期がスタートします。

最初の質問をさせていただきます。日本のリーダーが推し進めるといっていますこのSDGs、すでに岐阜県では知事が2年程前の一般質問でSDGsを推進すると言っておられます。2019年1月のSDGs全国フォーラムの賛同団体に岐阜県が入っております。市町村ではまだ無いようです。ですので岐阜県内でもいち早くSDGsを推進するべきではないかと思つたので。私たちの町のリーダーであります町長のご見識、ご認識と推進についてのご決意をお聞

きいたします。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭)

○ 町 長 それではSDG sの質問について答弁をさせていただきます。

SDG sにつきましては、服部議員がご質問の中で触れられておられるように、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの「持続可能な開発目標」であり、前身のMDG sが発展途上国だけを対象としておった目標であったものを、今回は全世界一緒にという目標にしたことから、大きく注目されておるのだというふうに思っております。

持続可能な世界を実現するために、17の目標と細分化された169のターゲットから構成されるこのSDG sをまちづくりの柱として位置づけ、項目別の事業推進計画を策定している自治体や、あるいは住民参加で日本一のリサイクル率に取り組む自治体があること、そしてまたSDG sの項目のいくつかを目標として掲げ、経営改善を図っておられる企業があることなどについては承知をいたしております。しかし、全国的にSDG sの認知率はまだ低く、20%を下回っているというのが現状のようでございます。

先般私は、総合計画審議会の冒頭の中で、「ぜひSDG sの目標を念頭に置きながら計画づくりに取り組んでいただきたい」とあいさつを申し上げたものでございます。一人一人、そして一つ一つの取り組みの積み重ねが「持続可能な社会をつくる」というこの目標は、当然、全ての人に取り組むべきものであり、その積み重ねの先に「誰一人として取り残さない」というそういう世界が見えてくるものだというふうに信じております。

SDG sと言葉だけを聞くとなんだか構えてしまいがちですけれども、あまり難しく考える必要はないと思います。SDG sを前面に出して、「みんなで進めましょう」と推し進めるよりも、「今、あなたのやっていることもSDG sの取り組みの一つなんですよ」と、「今のあなたのその発想もSDG sの項目にあるんですよ」といって推進する方が分かり易いのではないかというふうに話される有識者の方がお見えになります。私どもの町におきましても、例えば木炊きストーブ、ボイラー設置の補助金であったり、あるいは町有林認証材取得をしたり、オリパラ選手村へ材料を提供であったり、バイオマス発電であったりという、こうしたことは、過去からそういう形の中で実施をしてきておるものでございます。

また、一方こうしたことは、安い、簡単、便利という生活を思うと負担は増加するというふうに思います。国民一人ひとりの自覚が鍵ではないでしょうか。つまり、今取り組んでいる事業の多くが、すでにこのSDG sの目標に向かって動いている事業といえます。取り組めていないことももちろんありますけれども、今後の展開を見極め、今進めていることが今のままでいいのか、また何か新しくできることはないのかと、大事なことはその視点であるというふうに思います。アプローチの方法はいろいろあると思いますけれども「わかりやすい」ということが大事なことであるというふうに思いますし、いずれにしても、

SDGsの視点をこれからのまちづくりに活用したいという認識は十分持ち合わせておりますことを改めて答弁させていただくものでございます。

議長、反問権を使います。

○ 議長

はい。

○ 町長

そこで議員にお尋ねをするものでございます。白川町における町づくりの中で、このSDGsをどのように利用というか、中で位置づけをするのがいいのか、ぜひお聞かせしていただきたいことと、そして、今我々が取り組んでいること以外に、これは先ほど事業の中でこれから取り組めるようなことがあったら教えていただきたいという事と、議員個人として今どのような取り組みをなされているのか、是非お教えいただきたいなというふうに思います。

○ 議長

はい、服部議員。

○ 4番

まずですが、反問権のご質問に対してお答えする部分と、再質問のところと分けてお答えしたいと思います。再質問としてを先に言った方がいいでしょうか。どうでしょうか。

○ 議長

反問権の方を優先で。

○ 4番

はい、分かりました。

では、町長の方からこの町で出来る他の政策についてどういうものがあるかということと、私個人がどのようなことをしているかという事についてご質問いただきましたので、光栄な質問だと思ってお答えさせていただきます。

町としては、私は3つあると思っています。一つはこのSDGsの目標の中に、最後の17番目ですが、パートナーシップといった部分があります。私たちは、この町で今やれることとしては、異業種の方、それから他地区の方、それから多様な年齢ですとか出身ですとか、そういった人たちとコラボしていろんな施策、このSDGsの目標を達成するために共に考えていく、こういった機会を多く持つことが必要ではないかと思います。これは17番に相当するものだと思います。例えばですが、こんな話を聞きました。建設業の方がお客様にお家をお売りになったと。そのお客様が毎年、漁業組合の鮎の解禁の時にいらっしゃると、その時に町のいろんなお土産を買っていかれるし、川のことですとかそういった楽しみを持っていかれる、そういった建設組合と漁業組合と一緒に話すことはきっと今まであまり無かったのではないかと思います。そういったように、いろんな地区別でとかそういった行いをしていくことが一つです。

2番目にはですね、私は最近電気の草刈り機を買いました。ある試みでですね、私たち草には本当に往生しているというか、何ですけれども、そういったところに町の方からですね、草刈応援隊という方をつくりまして、そういう方がある自治会の草刈に来てくれると、その代わりそこではご馳走をして、ちょっとお土産を持って帰ってもらう、そういうのが1年、2年、3年、4年、5年と続いているというような取り組みをしました。そのように、都会から来てくれる関係人口と言われる方々と一緒にSDGsの目標を達成していく、そういった取り組みは、町の人たちにとっても、これは世界中が取り組む目標です

ので、11番であります住み続けられる町づくりをという目標について取り組めるのではないかなと思っております。ちょっと長くなりますので、これで町がやる施策についてはご紹介させていただきました。

個人的にはというお話ですが、正に私が33年前に白川町に来たのは、このSDGsに掲げられているような生き方をしたいと思って、それはこの農村にあると思って来ました。お米や野菜を自分で作ったりとか、そういう物もそうですが、安全な、子どもたちに食べ物を食べさせたいという思いが、この町で持続可能な農業をするというようなことに繋がり、例えば鶏を飼う時も餌はお米とか、それから近くで出るおからとか、そういった自給によって進めていたというような食に関する実践をしてきたつもりです。

もう一点はごみ問題です。何かこのSDGsを学んできると、1年間に富士山の何百倍のレジ袋が使われているそうです。白川町で豪雨がありますと、川の水位のところにプラスチックのレジ袋が引っかかっていることがあります。そういった点では私も、本当にレジ袋を無造作にいただいているようなところを直しまして、買い物袋を必ず持って歩くというようなことを実践しております。

ここにバッジがありますが、これはSDGsのバッジでして、これはちょっと購入しないといけないんですが、インターネットからは簡単にこういったシールですとか、アイコンが無料で取り出せることができますので、そういうのを貼って皆さんと一緒に地球を持続可能な方向に押し戻していこうというような取り組みをしています。ありがとうございました。これで反問権に対する答弁を終わらせていただきます。

それでは1番についての再質問を始めさせていただきます。

SDGsの町として前面に出なくてもというふうに町長さんはおっしゃって、非常に控えめであると思いました。けれど私は、先ほど申しましたように、白川町の実践は、まさにSDGsそのものであると言っても過言ではないと思います。地方が、このSDGsに関してはリーダーになっていく、そういった役目を負うのが今回のものだと思います。このSDGsを学べば学ぶほど、ここに住んで良かったなと思うのが正直なところです。ですので、是非ともリーダーになっていただきたいと思います。前面に出して、こういったことを広め、そしてまたそういった事業を、先ほど町長さんがおっしゃいましたように、もっとやれることはないのか、そしてこのままで良いのか、多分このままではチャレンジする闘志も芽生えてきませんので、やはりここは10年先になぜ出たかと言うと、もう後戻りが出来ない状況というのが実はあるんですね。ですので、10年先の未来を私たちが作るんだということで、非常に命に係わる大事な目標ですので、是非とも白川町が行ってきたことを更に自信を持って、リーダーとして前面に出していただきたいと思いますが、前面に出すことについてだけご答弁願います。

- 議 長
- 町 長

はい、町長。

今の関連の答弁でございますけれども、後ほどの答弁の中でもいろいろ出て

くると思いますが、私どもこれは以前からこういったものは、国が当然押し進めておる事業ですし、各省庁がまた別の形で講習会だとかいろんなことをやられるわけですし、もう一つは私どもが補助金申請とかいろんなものをします時に、こういった事が大前提になってくるというふうに思うものでございまして、当然先ほども申しましたように、6次総の中でも取り入れていくものでございまして、そしてこれは町民一人一人の皆さん方にどう浸透させていくかということが大事かというふうに思っております、私ども役場職員も一丸となって、あるいは団体の皆様方にも働きをかけていきたい、あるいは講演会等も計画をしていきたいというような思いでおることを答弁とさせていただきます。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

次の質問にいきたいと思います。今年、まち、ひと、しごと創生計画の策定や、6次総合計画の策定があります。今ご答弁にもありましたが、SDGsの目標を積極的に取り入れていくことが大事だと思います。そこで、私も情報を本当に、行政が2015年からね、それよりももっと前から取り組んでいるということに、本当に敬意を表しますが、私はこのSDGsということについて、本当に最近情報を得たばかりです。ですので、まずは目標に効果的に取り組むためにもSDGsを学ぶ機会、私がいろんな方にお聞きするんですが、やはり20%程の方しかそのことを知っている方が少ないですので、そういったものを学ぶ機会を庁舎内外、策定審議会の中などで、早急に行うべきと考えますが、計画する予定や考えについてお聞きいたします。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

先ほど答えさせていただいた内容と一緒にございます。教育につきましては、また後程の質問にありますと思いますので、先ほど答弁させていただいたような内容だと思います。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

六次化総合計画の策定がありますが、その審議会の中ですかそういったところでの学ぶ機会というのは、企画課長さんにお聞きしたいんですが、そういう計画についてお聞きします。

○ 議 長

はい。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長

総合計画審議会の中で勉強する機会ということにつきましては、審議会委員の方だけを対象とするということではなく、審議会の委員の方も含めてということで研修の機会というのは考えていきたいなと思っております。SDGsに特化した研修会にするかどうかは別にしまして、当然SDGsが大変重要な問題であるということは認識しておりますので、そういったことも含めてご教授いただければいい方をお呼びできる機会を設けたいとは思っています。

○ 議 長

再質問ありますか。

次の質問。

○ 4 番

ありがとうございます。では、続きの質問をさせていただきます。

高校の教科書にはSDGsについて学び、実践していくという内容が多く

あるそうです。小学生、中学生にも持続可能な社会に向かってできることを創造してってもらいたいと思うんですが、10年後といいますと、彼ら彼女たちが20代になりますので主役の時代です。自分たちが主役になる10年後の未来を変えていってほしいと思います。教育現場、育成会、様々な若者、子供団体でも学ぶ機会、アイデアを出し合う機会を設けて、一緒に持続可能な白川町にしていってほしいと思いますが、教育委員会の考えをお聞かせください。

○ 議 長

教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長

服部議員の質問に対する教育委員会の考えをお答えします。

結論から申しますと、白川町の教育的取組はSDGsと銘打ってはおりませんが、SDGsの視点を踏まえた取組がかなり多くあるということです。教育委員会としては、町内色々なところで実践されている取組がSDGsの一つであることを意識づけていく必要があると考えています。

まず、全国的な状況をお知らせしますが、教育分野においてはSDGsよりも前、2005年～2014年を「国連ESDの10年」、ESDというのは持続可能な開発のための教育と訳されています。これが提唱されました。そして、その後継プログラムであるGAP「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」が出されています。従ってESDに取り組んでいる学校が紹介されてきました。

岐阜県内でもいくつかありまして、地球温暖化やエネルギー問題を学び、学校の省エネ化を考えるプロジェクト、環境ウォッチングや登校時にゴミを拾う取組などを企画して、環境を守る学習を報告しています。これらの取り組みについては、学校としては生活科や総合的な学習の時間などを使って取り組むこととなりますので、実際の所あまり多くの時間をかけることは難しいです。学校には、「〇〇教育」というのが非常に沢山入っておりまして、多くの取り組みを学校に期待されていますので、そういう実践の難しさがあります。

白川町では、生活科や特別活動、及び総合的な学習の時間を使って、特色ある教育活動が各学校ごとに展開されています。その中でESDに関係のあるものを紹介します。小学校においては、地域の協力を得ながら、米や野菜の栽培活動、炭焼き活動などを行い、生き物と自然環境の関わりを学ぶ活動。全校で登山やキャンプなどを行い、ふるさとの自然を体感したり、ふるさとを高いところから眺めてみたりするこういった活動があります。小学校では、五感をフルに活用して、体を通して学んでいくという取り組みが多くなされています。

中学校では、町の施設やガードレールなどを清掃する、行事の後のゴミ拾いを行う、美しい町や自然を保全する活動があります。また、白川茶、東濃桜、トマトづくりなどの白川の産業、白川の気候や地質との関わりを学ぶ活動があります。満蒙開拓団の体験談や被爆体験を聞く活動を通して、世界平

和や国際理解について学ぶ活動などが行われています。これらはすべてE S Dの取組と言えます。

佐見小学校では本年度と来年度の2年間、県教育委員会から「金銭教育」という指定をもらっております。これは、お金だけでなく人や物、環境などを大切にしていこうという趣旨のものであり、持続可能な社会の形成という視点からこの取組が整理されて発表されるというふうに期待をしております。これらは生活科や総合的な学習の時間になされている取組ですが、実は教科学習においてもE S DやS D G sの内容が取り上げられていますので、これを紹介します。

中学校3年生の理科の教科書に取り上げられているものでは、最終単元として「地球と私達の未来のために」という単元があります。第1章から終章、第5章を構成して、特にその終章では、「持続可能な社会をつくるために」として地球環境の今、持続可能な社会の構築をめざして、私たちの身近なところでの取り組み、地球と私たちの未来のためにの4つの項目を学習するようになっています。学習の仕方としては座学だけでなく、調査活動や報告書の作成、発表会など具体的な活動を通して学ぶように計画されています。

また、社会科でも中学3年生の公民の教科書では、理科のように単元として構成されてはいませんが、第5章「地球社会と私たち」の単元の中に「持続可能な社会にむけて」と題して位置付けられています。この他にも、小学校の社会科、中学校の技術・家庭科など、そういった教科書においても取り上げられておりますし、さらに、国語の教科書にもE S Dに関連した題材が位置付けられています。代表的なものを小学校4年からちょっと紹介します。題名から大体イメージができると思います。小4、ウナギのなぞを追って、小5、百年後のふるさとを守る、小6、未来がよりよくあるために、中1、桜守三代、桜を三代守るといことです。中2、モアイは語る—地球の未来、中3、エルサルバドルの少女 ヘスース、といった内容が組み込まれていて、読み物、あるいはその活動があります。このように、小学校や中学校ではE S DとかS D G sという用語は出しておりませんが、教科指導、特別活動、総合的な学習の時間などの場で「持続可能な社会に向けて」として、十分それらに匹敵する内容が用意されていることをご理解ください。

また、地域社会でも子どもを巻き込んで様々な取り組みがなされています。夏休みに行われましたカワゲラウォッチング、山の日集いなどもS D G sに関わる取り組みであると思います。夏休みの子ども達の研究の中にS D G sに関わるものも沢山できました。更にN P O法人 美濃白川どんぐり会についても、これはまさにS D G sの取組そのものであると思っております。落葉広葉樹の植樹、自然観察会や登山、蛍が舞う川の再生など、これらに対して独自で活動されたり、時には小学校の教育活動に協力されたりしています。

以上、白川町の現状を紹介し、これらの活動が引き続き活発に行われていくことを願うとともに、教育委員会としてはこれらに対して側面から支援して

いきたいと、それが教育委員会の役目というふうに考えております。よろしくをお願いします。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 4 番 ありがとうございます。本当に素晴らしい活動をされていることが良く分かりました。意識付けをするという点で是非ともですね、この国連が出したこういったマークですとか、自分たちの活動はこういったマークで、こういった部分を、こういったというのはですね、目標のこういった陸を守るんだよ、川を守ってるんだよというようなことを自信をつけさせる、そんな意味でもSDGsという言葉と、こういった絵で見えるものを是非とも活用して、更に進めていってほしいと思います。よろしくをお願いします。再質問はいいです。

○ 議 長 では、次の質問。

○ 4 番 最後の質問になります。日本は、このSDGsの実施指針の8分野において拡充、具体化する方針がでております。その中で4つにおいては、白川町は既に取り組んでいたり、取り組めることがあると思います。今までの答弁の中でも数々を出していただいておりますが、その中でも私に取り組んでいたりということの中で4つあげさせていただくと、1. 健康寿命を延ばすこと、もっとこれにはあの手、この手でいろんなエビデンスというか証明とかも出ていますので、予防の医学を進めていくことを加速させていただきたいと思います。100歳以上の方がおられるこの白川町がどうしてなのかということも含めてあると思います。

2番目は、持続可能な農林業の推進、そして3番目、先ほどお話しさせていただきましたけどごみの減量化、レジ袋の廃止、ストローの使用をやめるお店の協力、また自然を楽しむリクリエイトな観光、これはリクリエイトというのはですね、シャワークライミングですとか、最近言われておりますロッククライミングですとかそういった自然をそのまま体験するというような観光などについて、推進する考えがあるかお聞きします。また、他にも取り組むことのできる施策について考えをお聞かせください。

○ 議 長 はい。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 答弁が重複する部分もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思いますが、健康寿命、そして持続可能な農林業の推進、あるいはごみの減量化、レジ袋の廃止、ストロー使用をやめるお店の協力だとか、自然を楽しむリクリエイト等々につきましても、今私どもも既に取り組んでおる事項も沢山ございますし、今後も考えていきたいことばかりであるわけでございますが、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたように、SDGsの取り組みについては、これから取り組むのも勿論ありますけれども、その多くは既に取り組んでいるものであり、今の取り組みをどう展開していくかという視点の方が大事なかなというふうに考えております。

例えば、農林業の施策の一つとして、森林の適正な管理・整備を進めており

ますけども、これはSDGsでいうところの目標15の「陸の豊かさを守ろう」に合致いたしますし、加えて森林の水源涵養機能は目標6の「安全な水とトイレを世界中に」とも合致しますし、土砂災害防止機能は目標11にあります「住み続けられるまちづくり」に、そして二酸化炭素の吸収機能は目標13にあります「気候変動の具体的な対策」に、そして間伐材を活用した木質バイオマスは目標7にあります「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」の達成にもつながっております。さらにいえば森林認証制度は目標12の「つくる責任つかう責任」に貢献していることとなりますし、目標14の「海の豊かさを守ろう」につきましても、森は海の恋人の言葉のとおりであります。また目標9の「産業と技術革新の基盤をつくろう」では、この部分につきましては木材、植物由来の新素材開発が進められております。今回、私ども町内の林業関係者が中心になりまして、材木の新しい利活用研究会を立ち上げたいというふうに思っております。これは植物由来によるところの、いわゆる脱石油に代わるものということで計画しておりますものでございまして、筑波市の研究機関等を視察する計画になっておりますし、講習会の予定になっております。目標8の「働きがいも経済成長も」の事項でございますけども、当町は林業成長化産業モデルに指定してされてございまして、効果はまだまだでございますけれども、森林を活用して目標3であります生活の豊かさだとかそういったものも実現してまいりたいというふうに思います。一つの事業であっても、その効果、効力は多岐にわたっておるというふうに思ひまして、今の森林管理が、それぞれの項目において十分機能しているか、ほかにできることはないか、そうしたことを常に考えていかなければならないというふうに思っております。例えばご質問いただきました健康、あるいは農林業の振興などの項目につきましても、すでに進めている事業がほとんどでございますけれども、これを将来にわたってどうしていくかというようなことにつきましても、6次総の中でより話を進めていただければ有難いなというふうに思います。いづれにいたしましても、持続可能ということは、経済、環境、社会の三つがバランスよく動くことだというふうに思っておりますので、そうした視点で取り組んでまいりたいということで答弁とさせていただきます。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

本当に白川町の横家町長は、こういったSDGsの観点を持ち、非常に認識が深いということで、本当に有難いなと思っております。私たちのこういった町は、一方ですね、こういった大事にするという事は、経済的には非常に効率が悪いというそのギャップに苦しんできた今までであったと思います。そういった点で、先ほど筑波市に研究に行かれるということです。そういった多方面の管ですとか学ですね、そういった研究、そして最新のIT、AIそれから今は第4の産業革命と言われているようで、すべての情報はいくらでも入ってくるということです。情報によってこう作り上げていくという点をこのSDGsにとっては大きく違いがあると思います。ですのでITとかそういった研究機関の力を大いにいただいて、白川町がリードしていただくとともに、ますます自信を持って前面に出していただきたいと思います。是非とも経済的効率の上がるよ

うな研究についても進め、他のものに頼っていくという点についても力を入れていただきたいですが、それについて答弁をお願いします。

○ 議 長 はい。町長。

○ 町 長 まだ、これにつきましては、日ごろおっしゃる費用対効果とかいろんな話が出てくる話でございますが、今私どもがしておりますバイオマスの事業でございますけれども、これがもう何と申しますか、対応年数が来てしまっておりますので、これをどうしていくかというような大きな課題でございます。これは今の時代の流れからしましても、非常に利用とか価値とか新しい方向の利用があるという思いの中で今回、総合研究所の方へ行かせていただくような予定にしておりますので、またご協力のほどお願いをするものであります。

○ 議 長 再質問ありますか。

一般質問の途中ですが、ここで、1時まで休憩を入れます。

(午後0時04分)

○ 議 長 再開します。(午後1時00分)

一般質問を続けます。服部圭子君。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 質問を再開したいと思います。

次に、ひきこもりの方々や、ご家族の支援について質問いたします。ひきこもりという言葉が生まれて久しいですが、40代から64歳までのひきこもりといわれる方々は、全国で61万人との調査結果があります。10年前は40代の方のご本人とその親さんが70代ということで4070、今は5080と言われ、見ていた親世代も高齢化し、家族ともども孤立する場合など、支援を必要としている方々がおられます。人とつながって、だれもが居場所がある社会になるように、ひきこもりという言葉がなくなる社会となつてほしいものです。白川町の実態と対策、今後の計画についてお聞きいたします。

最初の質問です。町内にひきこもりといわれている方々はどのくらいおられるのでしょうか。また、どのような年代、また理由やどのようなきっかけで孤立した生活をされているのか、現状をお聞かせください。またその把握方法と、やり方の成果、課題についてもお聞かせください。

○ 議 長 答弁を求めます。包括推進専門監。

(包括推進専門監 三尾三和子君)

○ 包括推進専門監 それでは、4番 服部議員の一般質問のひきこもりの方やご家族への支援について、答弁させていただきます。

議員、ご承知のように「ひきこもり」の定義は、「様々な要因の結果として、就学、就労等の社会参加を避けて、原則として6か月以上にわたり家庭にとどまり続けている状態」を言います。その内容は、自分の部屋に閉じこもっている状態から、必要な時に買物や趣味の外出ができる状態と多様に渡りますが、家族以外の人との対人関係が難しいことが多いというふうに言われています。

ひきこもりなんですけれども、怠けている、甘えている訳でもありません。親の育て方が悪かった訳でもありません。先の見えない状況に焦り、ひきこもってい

るご自身もご家族も、苦しみ悩んでいる状況が伺えます。

では町内のひきこもりの現状ですが、保健福祉課でひきこもりについて関わり始めたのは平成23年度、保健師の相談対応から9人の方を把握しました。その後平成26年度に民生委員さんに依頼をしまして把握をした人数を加え、その時点で25人という情報を得ました。今年6月に2回目の民生委員さんへの依頼の調査を行いましたところ、今までに保健師に寄せられた相談等と合わせまして、現在30名の方を把握しております。わかる範囲なんですけども、男性22人、女性8人。年代は20歳代が5人、30歳代が12人、40歳代11人、50歳以上は2人です。自宅内のみの方から家の周辺のみ、それから買物や病院には行ける、障害者の作業所には通所しているなど状態は様々ですが、不明な点も多いです。

ひきこもりに至った理由としましては不登校、仕事のつまづき、病気等を聞いておりますが、明確な原因は不明の方が大部分です。ちなみに全国的には原因となる疾患として精神疾患、発達障害、その他不明がそれぞれ3分の1ずつを占めていると言われております。この把握しました30人のうち、現在ご本人や家族と私どもが、例えば手紙、面接、家庭訪問などで連絡がとれる方が19件、保健福祉課として障害も加えて本人さんと関わりがあるのは7人です。ひきこもり本人や家族と関係を持つきっかけが掴みにくい点、そのため詳細が把握しきれず支援につなげにくい点というのが、現在の課題と言えます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

○ 4 番 ありがとうございます。もう既にですね、平成23年に気づいていただいて9名、そして平成26年には民生委員さんの力を借りて25名、今度平成31年度にもまた調査を行ったということで、こういった小さな町でこのように状況、現状を掴んでおられるということには大変敬意を申し上げたいと思います。

次の質問をさせていただきます。それらの方々へのサポートや支援の取り組みについてお聞きします。支援に対する予算などこれまでされてきたこと、その効果、課題や今後の計画も教えてください。

○ 議 長 答弁を求めます。

○ 包括推進専門監 それでは町の取り組みですが、同意が得られた家庭への訪問対応、家族相談は、保健師を中心にずっと継続して行ってきました。精神保健福祉士によるこころの健康相談の紹介もしています。

平成28年度からですが、岐阜県精神保健福祉センターから特別に職員を派遣していただきまして、家族の集い、現在は若者サポートサロンということでやっておりますが、これを年4回ただいま継続開催していますが、県内でもこういった自治体単位での開催はほとんどない状況でのスタートでありました。

現在ですけれども、町内のNPO法人のカウンセラーの方に助言者として協力を依頼し、参加者はまちまちなんですが、1人の時もありますし6、7人という時もあります。サロンの案内のチラシを先ほど言いました17件の方に郵送しておりますけども、必ず前回のサロンの内容、それから助言者のアドバイスを載せて、初めてでも参加しやすいように呼びかけを工夫しています。

このサロンの効果としまして、家族同士の繋がりが深まり、お互いの努力を励まし合い、本人の変化を喜び合うことで、家族としての接し方を学び、家族の関わりの変化から波はあるんですが、本人に良い変化もみられてきています。過去には20年来のひきこもりの方で、個別に対応した結果、アルバイトや臨時職員として就労し、自動車の免許もとれたという方が2名あります。

また課題としましては、情報は得られても個人情報のために、積極的にこちらから相談や訪問のアプローチが難しい点と、家族のサロンはありますが本人が自由に集う場所というものが近くに無いことです。この一般質問の答弁をきっかけに、もし悩んでみえるご本人やご家族が私どもの方にご相談いただけるようなことがあれば幸いに存じます。

予算につきましては現在、サロン助言者への謝金と消耗品程度で年間3万円程度というところです。

- 議長 再質問ありますか。
- 4番 最後に年間3万円という金額を聞いてちょっとガクッてきたんですけども、現在のところ家族サポート、いろいろ家族の集いを年4回されているということで、ご本人たちとのサポートについてはまだこれからというふうに今ご答弁していただいたんですけども、この20年来の方が、20年来ひきこもっていた方が自動車の免許を取ってというこの2名の方のやっぱり変化っていうのは、本当に素晴らしいと思うんですけども、そこから他の方にもやってあげるといいというか、何か学べるものというか、そういうものはあったのでしょうか。もしあったら凄いいことだなと思いましたので、お聞かせください。
- 議長 はい。
- 包括推進専門監 大変難しいところでして、本当に原因、家族関係、その方の考え方が様々ですので、2名の方につきましては、1名はやはり受診というのが一つのきっかけになっております。もう1名の方は、本当に細目に訪問をしたというのがきっかけになっているかと思いますが、いずれにしても相手が私たちが行ってもいいですよ、相談に行ってもいいですよと同意を得なければ、返ってそれが悪い結果を呼ぶというふうなことを聞いておりますので、アプローチに同意を得られた方に、それぞれが本当にケースバイケースで対応するしかないのかなということは思っております。また良い事例がありましたらこのサポートサロンの中で少しづつ皆で共有していきたいと思っております。
- 議長 はい、再質問ありますか。
- 4番 ありがとうございます。次の質問とも関連しますので次の質問に行きます。

ひきこもり対策で、先進的な効果を上げている町として次のような情報を知りました。秋田県で人口3,200人の町、藤里町というところでは、この施策の実行によって平成4年には113名の方の追跡で、86名の方が家から出られるようになったという目覚ましい実績があります。また、人口16,000人の町岩手県の洋野町では、ひきこもり状態の方が50人いて、そのうち40代から50代が6割だそうです。その方たちも就労に結び付けておられるということを知りました。どちらもですね、この藤里町では藤里方式と言うらしいですけど、

まずは入り口として、民生委員さんたち、またはPTA、福祉関係者たちによる調査と個別訪問をされています。出会うことはできなくても、資格を取る研修会ですとか、そば打ち体験のチラシを置いて行ったりとか、本人と手紙やチラシ、またはネットを使った孤立させない繋がりづくりなどがされているそうです。白川町でどこにどんな方がいらっしゃるというような調査、また訪問活動についてはどのようにしているのか、またその成果と今後の課題、そして訪問活動をする考えについて、そのための人材の確保についてお聞きします。

○ 議 長 はい。

○ 包括推進専門監 先ほどの答弁と重なる部分もあるんですけども、町の場合入り口の支援としましては、民生委員さん、福祉関係の方々から情報が入った場合は、情報をいただいた方を介して、先ほども言いましたけれどもまずは同意をいただきます。同意がいただければ電話、訪問につながって、そこで現状を知りアセスメントをして、必要な機関と相談し支援をスタートすることになります。情報は本当にいろいろな経路から入ります。直接ご家族の相談もあります。その状況に合わせて必要な部署と連絡をとりあいケースバイケースで取り組んでいくしかないのかなと思っております。

また、最近では保健福祉課内に障害者基幹相談支援センターが出来ましたので、障害関係の申請窓口になっておりますので、その場合は直接保健福祉課の障害者基幹相談支援センターの窓口として、ご本人にお会いできるケースが多くなってきたと感じております。少ない件数なんですけども受診がうまくいって生活リズムが安定し、就労に至った方っていうのは本当に良い事例だと思います。しかし、ここにありましたご紹介のような就労につきましては、本当に最終のゴールでとても高い目標だと思います。ここばかりに目がいかないように、親が元気なうちに自分の力で日常生活ができる事っていうのを途中目標にして、そのように成果を積み上げて行きたいと考えております。また、人材育成、また訪問にあたる人材につきましては、また後ほど述べさせていただきます。

○ 議 長 再質問。

○ 4 番 入り口といいますと窓口という面もあるんですが、この度のことで30人の方が、新たにですね、26人から4人の方が新たに、それ以後になられたという方も含めておられると思うんですけども、実際にはまだまだ他にもいらっしゃるかもしれない、そういった緻密な情報を入れるために、例えば藤里方式というのは、福祉員さんですとかPTA、また住民の方々による調査、そして個別訪問をしているというようなことが特徴的だと思います。更にですね、もっとそういう方々をまずはこちらが見つけてさしあげるといえるか、そういった方に繋げていくためにも、まずはそういう人たちを見つけてあげることが必要だと思うんですけど、それについての今後の取り組みというのはどのように考えておられますか。

○ 議 長 はい、専門監。

○ 包括推進専門監 最後の人材の所に重なると思いますが、現在、民生委員、基幹相談支援センター、保健師という名前を出しましたけれども、他にも繋がっている線がありますので、また後ほど合わせて説明したいと思いますのでお願いします。

- 議 長 はい。
- 4 番 入り口に対してですね、先ほど就労の所はなかなか非常に高いレベルだということですが、その秋田県、岩手県対策の先進地では、入り口だけでなく出口の就労支援をしています。ヘルパーの資格を取ったり、農園で働いたり、福祉センターでの調理にかかわったりするようになってきているそうです。就労支援については、今あまり取り組まれてないということが先の質問でも分かりましたので、また再質問ということでお伺いしたいんですけども、先ほど生活ができるように、そういうようなところを目標にしていると、就労というのは非常に目票として高いんだというお話があったんですけど、実はこの藤里町のことをいろいろと見てみますと、そうやって例えばちょっと出て来るようにということで卓球大会ですとか、カフェをやったりとかそういう所にはやっぱり来なかったそうですね。生活支援とって何か基本生活を何とかするようになってきた家庭での変化ということでもやはり改善されなかったのが、たまたまヘルパーさんの資格を取れる研修会のチラシを入れたそうです。そしたら来たそうなんです。やっぱりこの20代から40代といえ、実に働きたいそして自分の収入を得たいそういった気持ちがやっぱり一番できないことからひきこもってきたということもあると思うんです。ですので、小さな就労ですね、しっかりした就労じゃなくてもボランティアの有償ボランティアぐらいの形でも、ここでもお年寄りの人の荷物を運ぶお仕事を依頼されたりとか、そんな小さな仕事をする機会を持つということをしているそうです。そこから大きくこの2つの町はひきこもりの人が出て来るということに繋がったそうですので、就労支援というのは全く務めきるということではなく、その間の就労訓練期間というんですか、そういったものを町の中につくることで成功したということですので、そういった点も今後検討、考えていっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

- 議 長 はい。
- 包括推進専門監 福祉就労というような形になるかもしれませんが、基幹相談支援センターで実は担当しております事業で、岐阜県と岐阜県社会福祉協議会が行っております生活困窮者自立支援事業というものがありまして、これについては就労意欲のある方に個別に訪問したりなどしまして継続支援するものなんですけれども、実はこの事業を使いまして今までにひきこもりの関係のある4人がこの事業を使いまして、結果町内のいろんな事業所に臨時職員のような形で就労している方もありますので、今議員言われたような8時間就労ではなくてパート就労で行かれている方がいるということはおそらくご紹介をしておきたいと思います。

また、日本福祉大学の竹中教授の公演を聞いた際に、出口についての話で、先ほど私も話しましたが、社会に出すこと、引き出すことが目的ではなくて、本人が一人で生きていく力を一つでも身につける事、これが基礎になって、それができると本人それと家族の焦りがなくなり、少しの達成感の積み重ね、つまりスモールステップを重ねていくことで自信をつけて自分の肯定

感を増して、やがて外へ出るという意欲が出て来るというような流れになってくるといふようなこともお聞きしておりますので、そのスタンスは続けていきたいと思っております。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 4 番 では、最後の質問になります。

ひきこもり対策として、個別訪問、そして継続的な相談窓口、就労支援の受け入れなど、民生委員さんやそのほかの福祉にかかわる方々、支援する側の理解と専門性が必要とされると思います。今後もそういった方々への研修ですとか交流などについても行っていただきたいと思ひますし、それにはやはり予算というものを組むことで中身を充実していきけると思ひます。そういった点でも今後の、先ほどの3万円という予算を内容に応じて、やはり本当に一人の人を出すことで大きな経済効果、町への活力は出て来ると思ひますので、その辺の予算についてのお考えをお聞きします。

○ 議 長 これ質問の5番と6番一緒だね。

○ 包括推進専門監 それでは5番、6番一緒という形で、5番の人材の件なんですけれども、現在は行政等の関係職員が県主催の研修会とか各地区の情報交換会等に参加することは、これからも引き続き行っていきます。またそこで得た情報を、民生委員さんや福祉関係者の集まる場所で伝達していくということで、広く町の理解を深めていただく方を増やしていきたい、現状や課題を共有していきたいと考えております。

連携という部分をやはり大事にしたいんですが、県レベルですと精神保健福祉センターにあります岐阜県ひきこもり地域支援センター、それから保健所、また障害の関係では、町内でもありますように通所事業所がありますし障害者相談支援センターもあります。そういった所との関係、また不登校からというひきこもりもありますのでやはり教育委員会との連携も必要かと思ひますし、8050の問題がありますように、最近も私の方にも高齢のご両親が利用する介護サービス事業所の職員から「実は家に」といふようなお話も入ってきておりますので、そういったあらゆる方面との連携をとりながら進めていきたいと思ひます。本当に状況が様々ですので、このような人材を一人育てるわけではなく、皆が理解を求めて小さい町ならではの関係する人材の連携機能の強みを活かしていきたいと思ひます。また予算については、今はこれだけの予算ですが、今後この町で出来る事がまた見つかりましたらそれに見合った予算の確保を考えていきたいと思っております。

○ 議 長 再質問ありますか。

では、次の一般質問に移ってください。

○ 4 番 では、農業の振興についての質問をしたいと思ひます。

農業の振興をするにあたっては、これから策定いたします6次総の策定があります。そのためにも5次総の総括が不可欠だと思ひます。5次総は2011年から2020年までの計画でありますので、2006年の有機農業推進法、2011年の東日本大震災後の意識変革が反映されてないのはやむを得ません。

しかし6次総ではその視点を更に持ち、更に先ほどの質問にもありましたが国連が提唱しますSDGsの観点が必要だと考えます。その観点から質問をさせていただきます。

まず1番目は、農業委員についてです。5次総の中で、農業者の公的代表である農業委員を中心として農業への情熱と優れた経営感覚を持ち効率的、かつ安定的な経営を行う農業者や農業組織の育成が重要とどうなっております。しかし現状、農業委員会は農業振興までとり組める状態ではないのではないかと思います。農業振興会なるもの又は農業委員会の中でも新たに立ち上げる必要があるのではないのでしょうか。質問いたします。

○ 議長

はい、農林課長。

(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長

それでは服部議員の1問目のご質問にお答えします。

5次総合計画中に、議員の質問にありますように、農業委員についての記述があります。ただ、この前段があり、優良農地を確保し耕作放棄地の発生を防ぎ、いつまでも豊かな農村風景を守るためには、地域の核となる担い手、特に集落営農組織の育成強化に向けた「生産者」から「経営者」への意識改革が必要であり、農業者の公的代表である農業委員を中心として、農業への情熱と優れた経営感覚を持ち、効率的かつ安定的な経営を行う農業者や農業組織の育成が重要となりますと記載されています。5次総合計画策定当時、集落営農の推進に重点をおいた農業振興を推進する方針であったことから、方針に沿って農業委員を中心に集落営農組織の育成が推進され、十分に農業振興が図られてきたと考えています。次期計画におきましても、農業委員・推進委員さんには町の方針を十分にご理解頂き、本町農業の推進にご協力頂きたいと考えています。このため、新たに農業振興会等の新たな組織を立ち上げることは考えておりません。

○ 議長

再質問。

○ 4番

新たなものを立ち上げるとするのは、非常にエネルギーも無駄もあると思います。せめてですね、農業委員会の方々は代表として出ておられるんですが、地域の農業者の人達との懇親会ですとか、また振興面での具体的な計画などを農業委員会で作っていただくこと、そういったことについていかがでしょうか。

○ 議長

はい、農林課長。

○ 農林課長

今、地域の懇親会ということですが、懇親会を開くかどうかは別にしまして、地域でそれぞれ活躍してみえますので、地域の方の農業者の状況ですとか意見は聞いていただくような形がとればというふうに思っております。

また計画の方ですが、農業委員会の中のメンバーにおきましてもいろんな農業の方がみえますので、いろいろと話し合ったりとか、勉強したりする機会を増やししながら、農業委員さんで協力いただける部分につきましては、ご協力いただけるような体制がとればというふうに思っております。

○ 議長

再質問ありますか。

○ 4番

何度もですが、農業委員さん達がこの町の農業の振興にも本当に重要な役割

を担っていただいておりますので、きちっとしたヒアリングを書面でとったものとかそういった実績を残していただくような、懇親会ではなくても良いですので、それぞれの農業者の人たちが1年でどうだったのか、今求めている、悩んでいることは何なのか、そういったことを聞き取りしていただくというような活動をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長 農林課長。

○ 農林課長 聞き取りということですが、先ほども申しましたけども、地域を回っていただく中で農業者の現状ですとかそちらの方は把握していただくことになると思いますので、その中で何か問題点等がありましたらまた話し合うような機会を設けていきたいというふうに考えております。

○ 議長 再質問ありますか。

○ 4 番 次の質問にいきます。

農業の現状把握について、農業を生業としている農家の人数、また把握されていると思いますが、何人で年々どうなっているのか、増えているのか、減っているのか。この白川町の人口と環境の中で農家の世帯、農家の人口は、他の町村に比べて多いのか、5次総合計画で掲げた農業振興についての成果、今後の課題をお聞かせください。

○ 議長 はい、農林課長。

○ 農林課長 2番目のご質問ですけども、農業を生業としている農家の人数についてですが、生業として調査したものはありません。把握している統計として、5年に1度調査が実施される農林業センサス、現時点では平成27年度の数字になりますが、この結果では、専業農家が115戸、第1種兼業農家が32戸、第2種兼業農家が328戸、自給的農家が678戸の合計1,153戸となっています。平成22年度の合計が1,283戸でしたので、130戸減少したことになります。他町村との比較ということですが、人口や環境を考慮して比較したものはありませんが、専業農家・兼業農家の合計の数では、加茂郡の中では1番多い状況にあります。

5次総合計画に掲げた施策の方針に対する成果と課題について、水田農業の合理化は、集落営農組織の育成になりますが、計画当時、1法人を含む8つの集落営農が立ち上がった状況でありました。平成30年度までに、7法人を含む12集落営農組織が設立され、平成31年2月には佐見地区の3法人と1組織が合併し、5法人を含む9集落営農組織に再編され、構成員数は559人となっています。集落営農組織による水田の集積面積は154haとなり、本町の水田面積404haの38%を占めるまでとなり、耕作放棄地の発生防止、優良農地の維持に大きな役割を果たしています。また、6次産業の推進にも大きな役割を果たしており、集落営農組織で生産される大豆は、町内の6次産業化組織「佐見とうふ豆の力」「味噌女会」や佐見地域で伝統的に味噌加工を進める「味噌のThe」への大豆供給の全てを担っています。また、近年は農業協同組合と提携して加工用米も生産しており、6次産業化への関わりも大きくなっています。

茶については、機械化・省力化と樹勢の回復を進めるため、生産基盤の改良、改植を進め、乗用摘採機が活用できる茶園は、経営面積の29%を占めるまでになってきています。改良の進んだ茶園での良質な茶の生産が進んできています。また、販売者との連携については、生産現場でのGAP取得の推進などにより生産組合、製品の信頼度を高めながら、今後も推進していく予定です。トマトについても、新規就農者の確保が進んでいます。課題としましては、すべてに共通してでございますが、担い手の確保になると考えています。

- 議 長
- 4 番

再質問ありますか。

次の質問に行きます。

町内の活力ある農業は、水稻、お茶、トマト、チャオの直売野菜、有機農業ではないかと思えます。それらについて質問させていただきます。

1番目に挙げられますのはお茶農家です。先ほどもお答弁でもありましたので生産についてですが、この出口であるお茶の販売について模索されてきたと思います。海外進出をした成果、効果と課題、お茶農家の生産と販売の振興についての展望をお聞かせください。6次化・10次化に向けての振興計画はどのようにされていますでしょうか。

なお、10次化と言いますのは、1、2、3、4ということで、観光面を加えたものを言います。更に全国的な思考の変化により、斜陽化は否めません。優良な茶園を絞り、特産化する必要があるのではないのでしょうか。

- 議 長
- 農林課長

はい、農林課長。

ご質問の中で、一点反問させていただきます。今10次化についての観光化というようご質問もありましたけれども、議員が考えておられるお茶の10次化ということで、具体的に何かお考えをお持ちであれば教えていただければと思います。

- 議 長
- 4 番

はい、服部議員。

では、反問の答弁でよろしいでしょうか。

急に言われて具体的な良い案があればというお話ですが、例えばですね、未来発見塾のところで成山にあります公園がそこに茶室を作って、そこに大勢の方が1日を過ごされるというようなことがありました。そこで抹茶ですとかそれから白川町の煎茶などを嗜む、そしてお菓子などはマルシェを開いていて、白川町内の農家の方とか、東白川村の方々が手づくりのお菓子を販売される、そういったお茶を嗜みながらお菓子はそういった方が提供するというような、そこに遊びに来ている方は名古屋とか遠くからいらっしゃっているわけです。そういったお茶をただ各家庭で飲むだけではなく、いろんな集まりやいろんな所で観光として事業化していくというのが10次化といわれるものです。なかなかここまでやっている所は先進的ということで6次化の次の10次化されている所が農業の振興の面でも多々あります。やっぱり経営の仕方とか、それから発信の仕方、それからおもてなし、そういったところとか町の人たちとの共同作業、こういった点で大きな実績をあげているところが長野県でもありますし、千葉県でもありますので、そういったところの事例をまた提案させていただきたいと思えます。よろしくお

願いいたします。

○ 議 長

はい、農林課長。

○ 農林課長

それでは答弁の方をさせていただきます。

お茶の海外進出についてですけれども、平成28年度から本格的に始まり3年が経過しました。3年間の売上としましては450万円ほど、主な販売先はマレーシア、台湾であり、カナダとも少量の取引があります。海外販売については一定の効果はあるものの、劇的に販売が伸びるという状況ではありません。そのため、国内販売についても再度見直しを行い、今年度から白川茶連の職員となられた元JA職員の方もみえますので、そちらの方とも協力しながら販路拡大の方を進めているところになります。

お茶の生産、販売と展望、優良な茶園を絞り特産化をとということですが、先ほども言いましたように、生産については生産基盤の強化を進めてきており、良質な茶の生産が進んでいるところです。しかし、整備が進んでいない茶園も多くあり、各生産組織において、今後の茶園の維持管理や経営方針、状況により茶工場の統合なども検討していくことが必要になってくると考えております。お茶はもともと6次産業化の進んだ農産物であります。今後の取組、課題の解決には、購買者・消費者の動向を注視するとともに、GAPなどの新たな手法ですね、そうしたものも取り入れながら推進していきたいと考えております。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

輸出についての成果、効果と課題というところをお聞きしたいと思いました。

それからもう1つ統合についてですが、これの話はもう6年以上前から統合は考えないかんといいうふうに聞いてきたような気がしますが、大体何年先、何年度を受けて、6次総合もありますのでその辺のお考えはどのように茶園の方々と煮詰まっているのかという点をお聞かせください。

○ 議 長

農林課長。

○ 農林課長

まず輸出の方の成果と効果ということですが、基本的には今の段階では売り上げのところぐらいしかなかなか説明がしにくいのかなというふうに思っております。ただ、マレーシアで一応販売先は確保できているというか、一応販売する場所が確保されており、伊勢丹さんの中で販売するスペースが作れているところもありますので、今後の継続については十分可能性があるのかなと考えておりますし、そこの所を上手に使っていけばまだ売り上げは延ばしていけるのかなと考えております。

お茶工場の統合の方ですが、2、3年前から茶業振興会の中で、各お茶組合の方で茶工場の統合について話し合ってもらったことがあります。当然、前から茶工場の統合という話もありますので、そういった中で話し合いをさせていただいておりますが、なかなか組合間の調整が付かないということで、いったん途切れております。現在もなかなかお茶工場の経営が厳しいというような話もありますので、また機会をいただいてそんな話もしていく必要はあるのかなとは考えております。

○ 議 長

再質問ありますか。

- 4 番 すみません。何度も聞きますが、輸出については今後の規模はどのようにされていくのか、これにかけた今までの経費とかもあると思うんですけども、そこから出た課題が整理されないと、国内へ販売するのも相手が違うだけで同じようなことがあると思いますので、そこから学んだことというのを教えていただきたいです。
- 議長 はい、農林課長。
- 農林課長 今回の課題という事ですが、今までは基本的にはこちらの販売者ですね、販売者の方でイベント等を開催するとかそういった形で直接販売といいますか、こちらから行って販売しているというのが今までの現状でした。経費としましては海外出張費といったところに一番お金がかかっていたのかなと思っております。今後ですけども、できれば委託販売というか直接こちらから出向くのではなくて、相手方が今ある程度できてますので、そちらの方と上手に交渉してできれば委託販売、物を送ったりして向こうで販売していただくような形ですね、そういった形にもっていければいいのかなと思っております。ちょっとその点について現在検討しているという段階です。
- 議長 再質問ありますか。
- 4 番 目標の売上げ高とかはありますか。
- 農林課長 目標の売上げ高につきましては、当初の行ってきた頃の計画からいきますと、この後は年間300万円ぐらい売れていけば、一応今の元が取れるのかなという話はありませんけれども、実際その経費と販売の伸びの今までの状況から、海外へ行くというよりもやはり委託等に変えていったほうが効率がいいのではないのかなというふうで、現在は考えているというところです。
- 議長 再質問ありますか。
- 4 番 それをした場合の目標です。
- 農林課長 委託をした場合の目標ですか、基本的には販売金額としては、実際この3年間で420万円ということで、実際に年々増えてきているという状況ですが、現実的な話でいくとやはり100万円から200万円くらいが年間の販売金額としては、当初の目標としてはそれくらいかなというふうには思っております。その後、順調にいくようであればもう少し金額を伸ばしていければと考えております。
- 4 番 ありがとうございます。次にトマト農家についての、先ほど答弁もありましたが、他のことでもあればお願いします。このトマト農家の新規参入も多く今後もっと進めていただきたいと思いますが、今後の課題、それに対する対策などを教えてください。
- 農林課長 トマト農家の対策ということですけども、基本的には新規就農者等が入っておりますので、トマトの方ですけども、平成27年からで新規就農者の受入が始まりまして、現在までに16名、5次総計画当初からで7名の方が新規就農している状況になります。計画当初は町内の方の高齢化が進みまして、農家数とか経営面積が減少傾向にありましたが、その後新規就農者の方たちが入ってくるようになりまして、現時点では若干ではありますけども、計画時の

農家数と面積を上回っているという状況になります。現在の生産者としましては、19名の生産者で2.8haの経営をしておりますけれども、その19名の内の11名は町外からの新規就農者された方ということで、大変新規就農の方に活躍いただいているというのが現状になります。新規就農の方たちが、産地の維持には本当に大きな役割を果たしていただいているという状況になります。トマトの新規就農者の受け入れにつきましては、美濃白川夏秋トマト部会という東白川村と合同の組合がありますけれども、そちらの方が積極的に取り組んでおりますし、今ですと岐阜県と白川町、東白川村の関係団体で組織する美濃白川就農応援会議というものがあまして、そちらの方でも支援していく形をとっておりますので、そんな形で進んでいきたいというふうには考えております。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

次の質問にいきたいと思います。

次はお米農家、集落営農でお米を作っている集落営農団体の農業振興におけるこれについては先ほどの答弁でも随分答えていただいておりますので、他にもあれば教えてください。

○ 議 長

農林課長。

○ 農林課長

今の集落営農の他にもということですが、先ほど言いましたように集落営農は農地集積が大きな課題ということになりますので、その点を除いてということになりますけれども、今の集落営農が、特に町内ですと集落ぐるみ型ということで、地域の農業者の方が大変多くが関わっておるということで、先ほども言いましたように、耕作放棄地の発生防止ですとか、農村環境の保全ですね、ある意味生活環境の保全にまで繋がっていると思います。

今後の課題ということになりますけれども、集落営農でも当然のごとく高齢化が進んでおりますので、担い手対策というのが大変重要になってくると考えておりますけれども、先ほども集落営農の中でも話がありましたが、法人化ですとか機械化ですね、あと今後の圃場整備ですとかスマート農業を進めるということで、そういった形で若者が参画しやすい仕組みづくりですとか、林業ですとか他分野へも参画もできるような体制づくりを進めているような組合もある状況になります。こういった取組の方を今後は支援していくような形にしていきたいというふうに考えています。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

集落営農の方のもう一つは転作として大豆があると思うんですが、それらの減収というのが最近の課題だと思います。こういった民で環境の保全、先ほどのSDGsの観点から、持続可能な農法ですとかそういうのについて、勿論クリーン農業というのはある程度何かそういう科学的な資材を減らすということですが、それだけではなく多様な他の生物を増やすような土づくりといったものを、他のいろんな農業者の方々と情報交換しながらそういった方向にも進めていって、大豆の収穫が上がるような方策を立てていただきたいと思います。これは要望で、次の質問にいきたいと思います。

チャオについてですが、町内の自給を打ち出して町民の台所としてもっとPRすべきだと思います。そして生産者の高齢化に伴い後継者の育成が不可欠です。その対策をお聞きします。

○ 議 長

農林課長。

○ 農林課長

チャオの方ですけれども、当初は販売用、家庭用に栽培された野菜の余剰分も販売につなげることで、町内農業者の所得の向上を図ることを目的に設立されております。ご存じのとおり、生産者の努力により、順調に売上げを伸ばしてきましたが、近年は売上げが伸び悩んでいる状態です。設立当初からこれまでは、町外の顧客に重点を置いて取り組みを進めてきましたが、近年、国道41号の交通量も減少してきており、議員ご提案のように町民をターゲットとした取り組みや販売方法、商品の見直しなど、新たな取り組みが必要な時期にきていると考えています。後継者対策については、トマトですとか有機栽培の農家の方ですね、そうした新規就農者へも声をかけ、出荷者や商品の確保を図ってきておりますし、集落支援員による高齢者のお荷支援も行っているところです。しかし、高齢化、人口減少が進む中で、生産者、商品の確保が難しくなることが懸念されています。このため、野菜村チャオ運営協議を中心として、果樹栽培の生産者の確保やハウス栽培による計画的な生産などについての研修会の開催など勉強の場を設けていきたいというふうに考えています。

○ 議 長

再質問ありますか。無し。

では、次。

○ 4 番

では次に有機農業について質問します。

全国的な安全、環境保全を志向する中で、本町の有機農業は特筆すべきものだと思います。さらに町外との交流人口、関係人口を増やす原動力ともなっており、新規移住者を含め、今後さらに拡大が見込まれます。町の振興の柱にすべきだと考えられますが、それらの施策、また5次総でうたわれている岐阜クリーン農業についての振興についてもお聞かせください。

○ 議 長

農林課長。

○ 農林課長

それでは7番の質問ですけれど、有機農業、特にNPO法人ゆうきハートネットの取組は、昨年、農林水産省の豊かなむらづくり表彰において、内閣総理大臣賞を受賞され、高く評価されています。本町の農業は、先にも述べたように、集落営農組合、トマト、お茶等もあり、新規就農者も、トマトや有機栽培農家として移住される方や、移住してから個人で農業を始める方、集落営農や林業等にも関わる方などさまざまです。また、町の移住・交流サポートセンターにおいても多くの移住者が受け入れされるようになってきています。このように多様な活動の中において、多様な農業者、移住者をうけ入れ、また連携することで、本町の新規就農者・移住・交流施策は成り立っているというふうに考えています。このため、有機農業も多様な取組の一つとして、施策へ反映させていきたいというふうに考えています。

また、ぎふクリーン農業については、推進により17団体が登録するまでになりました。ただ県の方が、平成28年頃に見直しについての意向を示しているこ

ともありまして、今後については、県の動向を確認しながら推進について検討していきたいと考えております。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

やはりこういったものは、SDGsの方針にも沿いますし、JAS認証ですとかGAPを取っていく、そういったことへのこういったクリーン農業、また有機農業への支援というものについては、何かお考えはありますか。

○ 議 長

はい、農林課長。

○ 農林課長

JASについては、以前に1件のお茶農家が取っておりますけれども、GAPについては現在、県の方でGAP支援の補助金の方があります。そうしたものを使われるのであれば、そうした支援をしていきたいと考えておりますし、そういった声がまたあればその辺について検討していきたいというふうに思っております。

○ 議 長

再質問ありますか。

○ 4 番

ありがとうございます。では、8番目の質問で、国は6次化を進めております。これまで10年間の5次総合計画の中で、6次化を進めるための予算は、先ほどにもありましたがどのように使われてきたのか、また今後そういうものの予算を増額すべきだと思います。今年予算化されている6次化推進予算の内容、そして金額も変更されているようです。これらの内容を、一般質問を見ている農業者の方々にわかるような目線でお答えください。

○ 議 長

農林課長。

○ 農林課長

6次産業化についてですけれども、6次産業化の代表的な組織としては、てまひまグループを始め、味噌女会、佐見とうふ豆の力などの育成が上げられると思います。また、元々農協さんや農業者独自の取り組みとしていくつかのグループがありましたが、高齢化等により減少しているところがあります。また畜産においても、6次産業化に取り組む農家が育ってきています。

平成26年度には、新たな6次産業化への取り組みを支援するため、町単独事業で、取り組みのきっかけ作りを進めるような制度を立ち上げて振興を図ってきています。この事業については、3組織が取組、現在もそれぞれ活動をしています。今年度この事業の見直しを行い、ソフト面の事業につきましては、企画課の白川町まちおこし推進事業での対応とし、ハード事業のみを残しています。ハード事業については、前要綱では単年度10万円の補助であったものを、今回県の6次産業化促進支援事業ですね、そちらの方に取り組むことを前提としまして、町が上乘助成をするという形の補助制度としております。それによりまして金額の大きな事業に取り組みやすいようにしたものであります。取り組みの内容により変わりますが、補助率は最高で75%、補助金の上限額が200万円になります。また、県の事業に取り組むことにより、6次産業化のプランナーやアドバイザーの支援を受けて計画を策定することになりますので、計画の内容も精査され、実効性がより確実となるというふうに考えております。また、さらに発展しようとする場合には、国の事業などへつながりやすいことから、より効果的な補助となることが期待されています。

- 議 長 では、これで服部議員の一般質問を終わります。
9秒あるか。再質問はありますか。
- 4 番 再質問ではありません。
質問が多かったので7秒になってしまいましたが、このようなことを持続可能な状態で起業していくためには周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議 長 簡単に。
- 農林課長 それでは最後の質問になりますけれども、平成26年当時、要綱作成時には、町のホームページへの掲載やチラシの配布とともに、チャオ生産者を中心した視察研修や検討会を開催するなど周知を図ってきております。今後もホームページやチラシを作成するとともに、各種会議ですね、会議などの機会を捕らえて周知を図っていくような形にはしていきたいというふうに考えています。
- 議 長 では、服部圭子君の質問を終ります。
ここで2時15分まで休憩します。(午後1時58分)
- 議 長 再開します。(午後2時15分)
- ◇日程第5 議第35号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第5 議第35号「白川町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。町民課長。
(町民課長 安江文郎君 登壇)
- 町民課長 議第35号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第35号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号「白川町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。
- ◇日程第6 議第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議 長 日程第6 議第36号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための

関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 議第37号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第7 議第37号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。保健福祉課長。
（保健福祉課長 杉山哉史君 登壇）
- 保健福祉課長 議第37号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第8 議第38号 白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第8 議第38号「白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。保健福祉課長。
（保健福祉課長 杉山哉史君 登壇）
- 保健福祉課長 議第38号 白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 38 号「白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するについて」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第 9 議第 39 号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第 9 議第 39 号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第 39 号 白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 39 号「白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第 10 議第 39 号 白川町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第 10 議第 39 号「白川町水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長 議第 39 号 白川町水道給水条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 39 号「白川町水道給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第 11 議第 41 号 白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

る条例の制定について

- 議 長 日程第11 議第41号「白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第41号 白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
はい、4番。
(4番 服部圭子君)
- 4 番 すみません。質問ですが、フルタイムの方が、現状大体いくらの方がこの改正によって、どのくらいの金額になるのかっていうことをお聞きしたいと思えます。そして、2級の方というのは専門的な分野とおっしゃってますが、具体的にどんな仕事の方がこちらに入るのかということと、単純に1級の方の1号ですと14万4千円で、20日間働いたとすると、日に換算すると5千円とか6千円とかってなるんですけども、そういう場合には例えば8時間働くと、それだと時給にすると500円になってしまうんですけども、そういった計算をすることによって今までよりも低くなるというか、そういう場合もこの制度によって起こったりするんでしょうか。
- 議 長 総務課長。
- 総務課長 今回のフルタイムの方がいくらになるというご質問でございましたが、基本的に会計年度職員は何回も説明しておりますが、今の職員さんがそのまま移行というわけではなく、全ての職種について公募をかけます。もちろん今の方がそのまま勤められる方が大半ではないかと思っておりますが、新しく公募をかけていくということです。今回も初めての導入ですので、それぞれの方の初任給を決定していく必要があります。初任給の決定の方法については、その方の前歴でございますとか、学歴でございますとか、私たち職員と同様の初任給決定をしてみられますけれども、今の現状というのがございますので、そこを加味する必要はあろうかなと思います。それは採用してからの決めに変わりますが、そういった形になってますので、おそらく下がることはないのかなと思っております。
- それから2級の関係の職員でございますけれども、特に資格が必要な者でございますね、保育士でございますとか、看護師でございますとか、そういった者が該当してくるのかなと。あと一般的な事務の受付を行うもの者ですとか、そうした者については一般職の1級になると思います。1級1号と先ほど申されましたが、基本的には1号に格付けということには国の方の基準にはなっておりますけれども、おそらく1号で格付けをしていくと、時間によってはひょっとすると最低賃金を下回ってしまうことも考えられるので、その勤務形態によって多少のことは考えなければいけないかなとは思っております。基本的に21日を時間の計算としては決めておりまして、あと7時間45分の1日で、

週5日間というような算定方法となっております。ですので1級1号は、給料表が職員と合わせておりますのでこれを使ってはいますが、そこに格付けをする方で今継続になるような方は恐らく無いのではなかろうかと思っております。

先ほど少し言いましたけど、給与改定を今回人事院勧告の説明をしましたけど、その時の給料表が今度変わってまいります。その時にこちら職員も給料表を使っていますので、給料改定に合わせて給料表も変えていくこととなりますが、翌年から適用ということになりますので、今年の人事院勧告で私どもの給料が変わってくると、来年からお勤めになる方は新しい給料表にあがってくるということで、国の公務員に合わせたベースアップが毎年行われていくという形になりますし、前年から続いてまた2年目もお勤めになる方は、前年の分を前歴という事で換算してきますので新しく年度ごとで更新はして採用しますが前の年の1年分を加味して号給の上がったところでまた次の年は雇うことになるということで、基本的には昇級のような形になりますけれども、そういった形で採用していくことになると思います。

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第41号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号「白川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第12 議第42号 白川町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議長 日程第12 議第42号「白川町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第42号 白川町過疎地域自立促進計画の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第42号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号「白川町過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第13 議第43号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議長 日程第13 議第43号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策

定について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

- 総務課長 議第43号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第43号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第14 議第44号 町有財産の無償貸付けについて
- 議 長 日程第14 議第44号「町有財産の無償貸付けについて」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第44号 町有財産の無償貸付けについて、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第44号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号「町有財産の無償貸付けについて」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第15 議第45号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議
について
- 議 長 日程第15 議第45号「中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第45号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

- (「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第45号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号「中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第16 議第46号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 議長 日程第16 議第46号「中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第46号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第46号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号「中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第17 議第47号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議長 日程第17 議第47号「中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第47号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第47号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号「中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。

- ◇日程第18 議第48号 令和元年度白川町一般会計補正予算（第3号）
- 議第49号 令和元年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第50号 令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 議第51号 令和元年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 議 長 日程第18 議第48号「令和元年度白川町一般会計補正予算（第3号）」、議第49号「令和元年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議第50号「令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議第51号「令和元年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」以上4件を一括議題とします。

○ 議 長 お諮りします。
本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。

○ 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月20日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月20日とすることに決定しました。

◇日程第19 認第1号 決算の認定について

○ 議 長 日程第19 認第1号「決算の認定について」を議題とします。
なお、お手元に一般会計及び特別会計の決算書が配布されていますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。なお、説明は簡潔にお願いしたいと思います。会計管理者。

（会計管理者 藤井充宏君 登壇）

○ 会計管理者 認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。瀨瀨監査委員。

（監査委員 瀨瀨利英君 登壇）

○ 監査委員 ただ今、議長さんから報告を求められましたので、平成30年度決算審査結果について、ご報告申し上げます。

平成30年度白川町一般会計及び各特別会計の決算並びに定額運用基金の運用状況については、本年6月7日以来、延べ8日間にわたり各課の所管事項に

係る事務事業につきその執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査致しました。また、8月20日、21日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票及び証券等の証書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算の係数及び定額運用基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、各課の定期監査及び決算審査における意見等につきましては、お手元に配布致しました意見書のとおりでございます。何卒、今一度ご検証いただきますようお願い申し上げます。決算審査報告と致します。以上です。

○ 議 長 決算審査の報告が終わりました。

○ 議 長 お諮りします。

本件については、予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託して審査することに決定しました。

○ 議 長 お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月20日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月20日とすることに決定しました。

○ 議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議 長 お諮りします。明日12日と13日、19日は議事の都合により、14日から16日は閉庁日のため、17日と18日は委員会審査のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、12日から19日までの8日間は休会とすることに決定しました。

○ 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、9月20日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。時間はおって連絡します。

なお、17日と18日は予算審査常任委員会を午前9時から、役場第1会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いします。

それでは、本日はこれをもって延会します。どうもご苦勞様でした。

(午後 3 時 4 0 分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員